

屋久島町第2期自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現を目指して～



令和7年3月
屋久島町

はじめに

平成18年4月に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

国や都道府県、市町村が自殺対策を総合的に推進し、自殺により亡くなる人は減少傾向にあり、一定の成果を上げてはおりますが、依然として多くの尊い命が失われている現状にあります。



自殺の背景には様々な要因が複雑に関係しており、その多くが心理的に追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという認識のなかで、本町においても「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」をめざして、令和元年度に「屋久島町自殺対策計画」を策定し、様々な取組を推進してきました。

この度、「屋久島町自殺対策計画」の計画期間が終了することから、更なる自殺対策の推進を図り、新型コロナウイルス感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、小中高生の自殺者数が増加傾向にあること等の社会情勢の変化やそれに基づく国の方針を踏まえた新たな「屋久島町第2期自殺対策計画」を策定いたしました。

町民の皆様や団体、企業、関係機関の方々とともに「生きることの包括的な支援」としての自殺対策、「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」の実現をめざして、気づき、つなぎ、見守っていけるよう、我が町の自殺対策を推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました屋久島町自殺対策推進協議会委員の皆様はじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

屋久島町長 荒木 耕治

- 目 次 -

第1章 計画策定の趣旨等	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の数値目標	5
第2章 屋久島町の自殺の現状	7
1. 自殺に関する統計	9
2. 地域自殺実態プロファイルから見る屋久島町の特徴	14
3. こころの健康づくりアンケート調査結果	17
4. 評価指標の達成状況	35
5. 統計資料及びアンケート調査結果からみえる現状と課題	38
第3章 自殺対策における取組	41
1. 基本理念	43
2. 基本方針	43
3. 施策の体系	47
4. 基本施策	48
5. 重点施策	60
6. その他の「生きる支援」に関する施策	69
第4章 計画の推進体制	73
1. 計画の推進体制	75
2. SDGsの考えを取り入れた計画の推進	76
3. 計画の進行管理（PDCAサイクル）	77
資料編	79
1. 相談窓口一覧	81
2. 自殺対策推進本部設置要綱	83
3. 自殺対策推進協議会設置要綱	85
4. 自殺対策基本法 抜粋	87
5. 自殺対策推進協議会委員名簿	89

第 1 章

計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。悩み、孤独・孤立、役割喪失感、過剰な負担など、様々な要因から自殺に追い込まれる可能性があり、それは「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は個人だけの問題とするのではなく、社会の問題として捉え、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、生きることの包括的な支援として取り組む必要があります。

我が国においては、平成10年に自殺者数が3万2千人台となり、その後3万人を超える状態が続いたことから、社会を対象とした自殺対策の必要性が叫ばれ、平成18年に自殺対策基本法が施行され、これに基づき国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。

さらに平成28年には自殺対策基本法を改正し、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（市町村自殺対策計画）の策定を努力義務化しました。

しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回り、特に、小中高生の自殺者数は増加傾向にあり令和4年には過去最多の水準に達するなど、決して楽観できる状況にはありません。

このような状況の中、国は令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱を閣議決定しました。

見直し後の大綱では、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進を掲げています。

これまで、屋久島町では、平成28年改正の自殺対策基本法に基づき、「屋久島町自殺対策計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、自殺対策の様々な取組を推進してきました。

この度、「屋久島町自殺対策計画」の計画期間が終了することから、自殺総合対策大綱や県の動向、屋久島町の現状を踏まえ、更なる自殺対策の推進を図り「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」の実現を目指し、新たに「屋久島町第2期自殺対策計画」を策定することとしました。

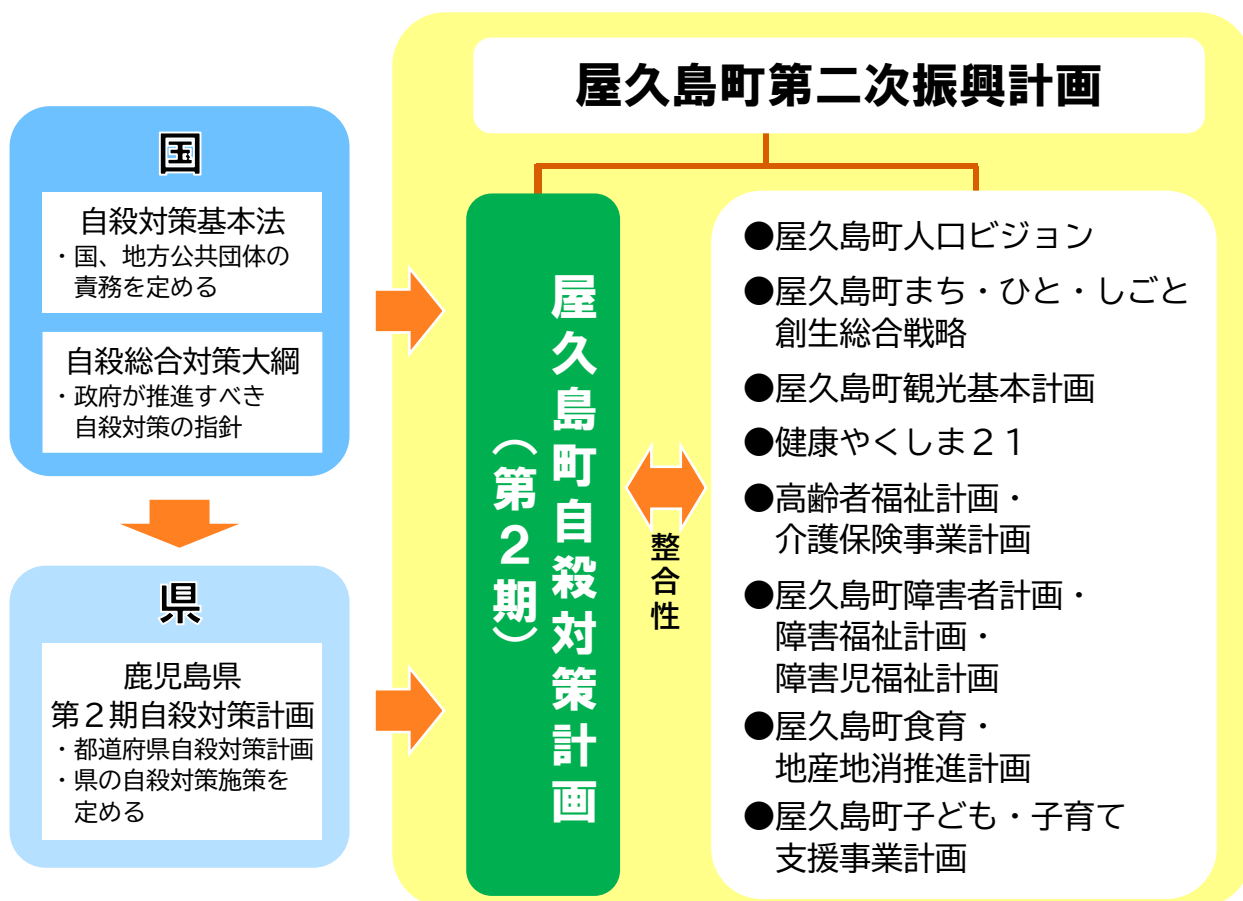
2. 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として自殺総合対策大綱及び鹿児島県自殺対策計画並びに町の実情を勘案し、本町が取り組むべき自殺対策を定める計画です。

また、本町の最上位計画である「屋久島町第二次振興計画」を上位計画とするとともに、福祉分野、健康分野など関連する諸計画と整合性を持って計画の推進を行います。

○自殺対策基本法 第13条第2項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化等により計画の修正を行う必要性が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うものとします。

4. 計画の数値目標

国は、平成29年閣議決定の自殺総合対策大綱において、「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」ことを自殺対策の数値目標として掲げました。

これは、平成27年の自殺死亡率(※)が18.5であることから、目標値は13.0以下となります。

令和4年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱においても、この目標を継続して掲げており、人口推計から自殺者数は約1万6,000人以下となる必要があるとしています。

本町では、第1期計画において、平成25年から平成29年において平均して毎年3.6人が亡くなっていることから、年間自殺者数を0人とする 것을目標として掲げていました。

第2期計画においては、誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現を目指す観点から、引き続き年間自殺者数0人を目標として、自殺対策を推進します。

■国の目標値

基準値	目標値
平成27年 自殺死亡率 18.5 から 30%減	令和8年 自殺死亡率 13.0 人数換算にして約1万6千人

※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

■屋久島町第1期計画期間の状況

基準値	目標値	実績値				
平成25～29年	各年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3.6人	0人	3人	4人	1人	4人	実施期間中

■屋久島町第2期計画の目標

目標値
年間自殺者数 0人

第 2 章

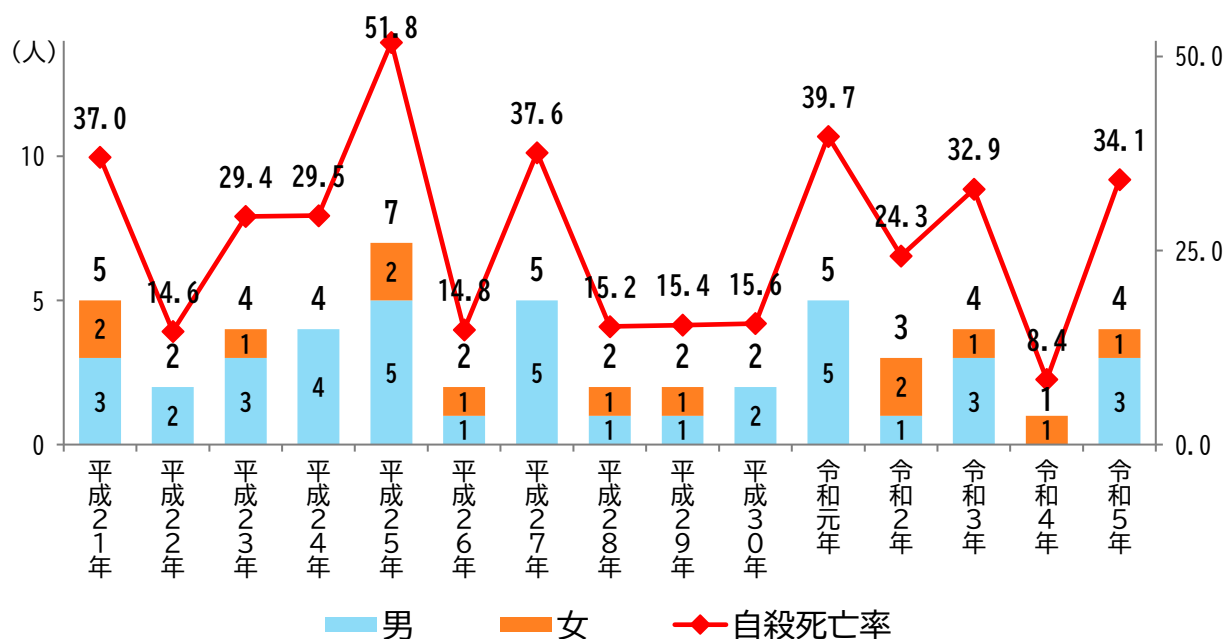
屋久島町の自殺の現状

第2章 屋久島町の自殺の現状

1. 自殺に関する統計

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

本町の自殺死亡者数は平成25年に7人（自殺死亡率51.8）と最も高くなっており、平成26年以降は全ての年度で5人以下となっています。



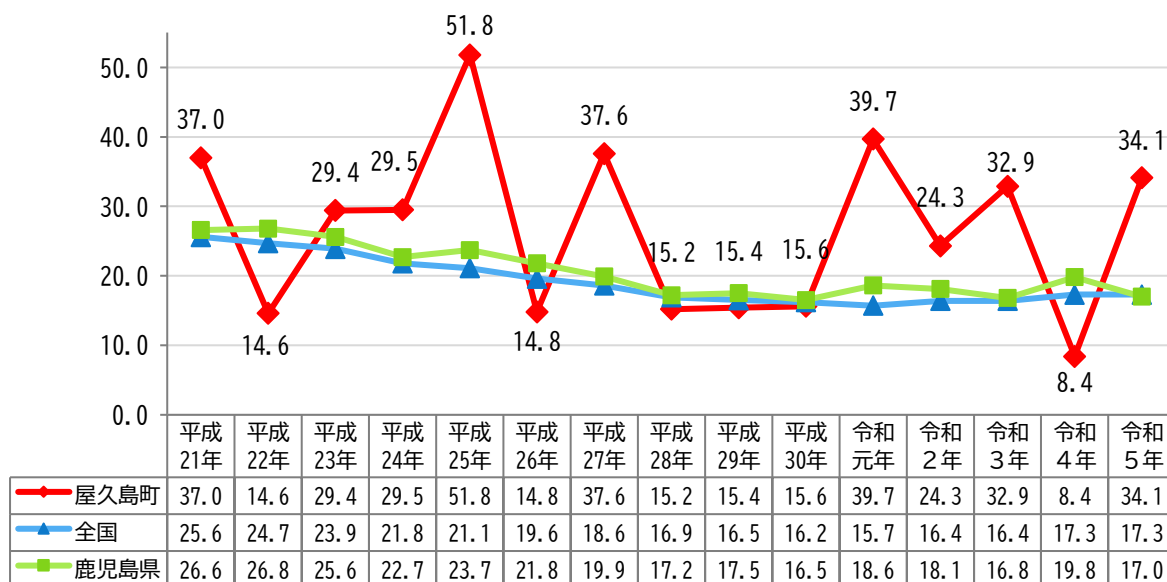
出典：「地域自殺実態プロファイル 2024」（いのち支える自殺対策推進センター）

(2) 屋久島町の自殺死亡率の推移

自殺死亡率を国・県と比較すると、令和元年以降の5か年中4か年で国・県を上回っています。

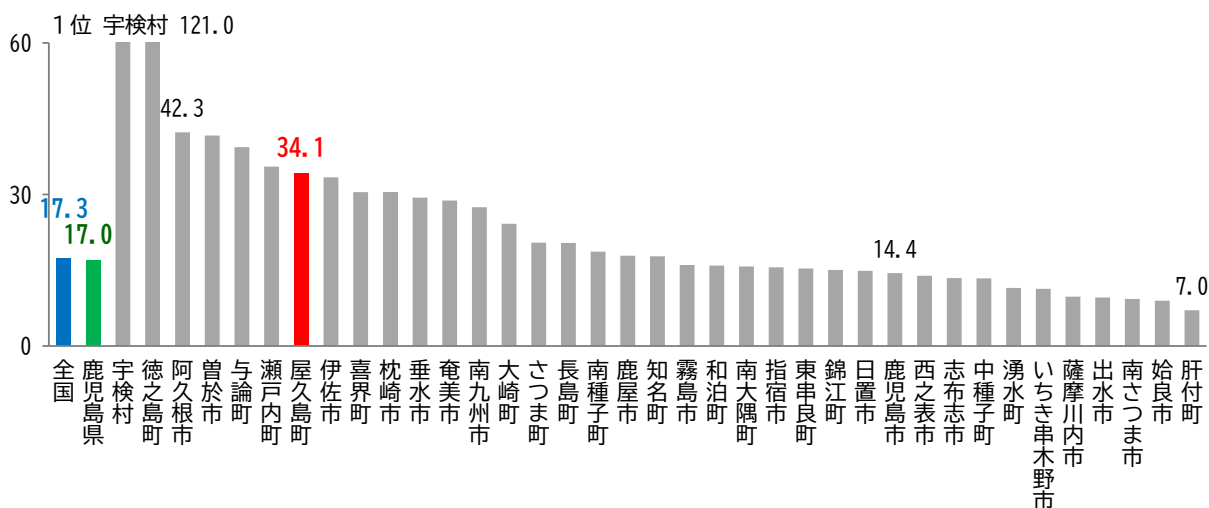
また、令和元年～5年の自殺死亡率を県内43市町村と比較すると、令和4年を除き15位以上と、やや高い順位となっています。

■自殺死亡率の国・県との比較



出典：「地域自殺実態プロファイル 2024」（いのち支える自殺対策推進センター）

■令和5年自殺死亡率の県内市町村との比較



■自殺死亡率の県内順位の推移

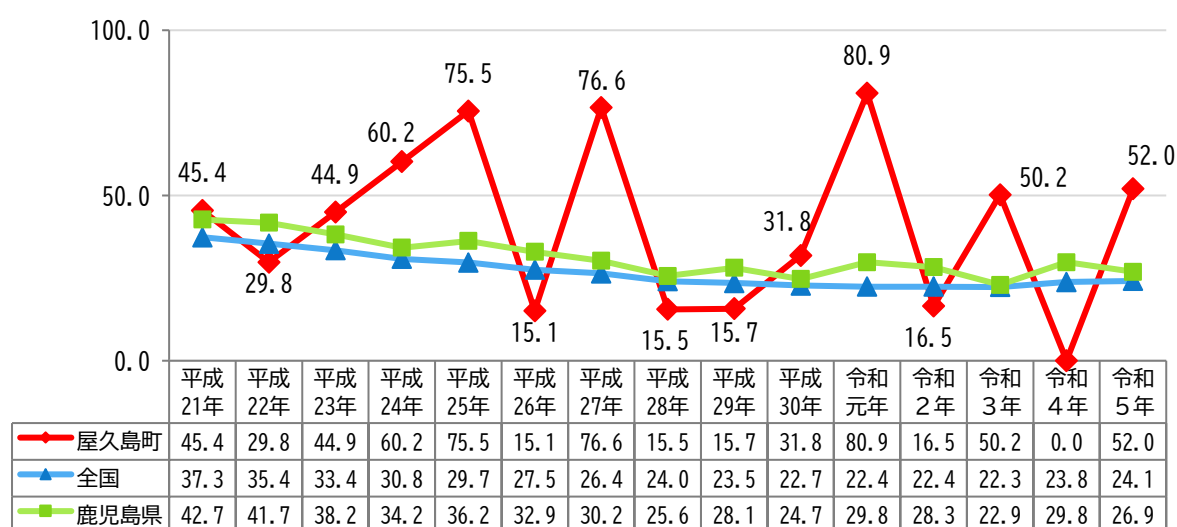
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
屋久島町	県内順位	6位	15位	12位	35位	7位
	自殺死亡率	39.7	24.3	32.9	8.4	34.1

出典：「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

死亡率を性別でみると、平成 21 年から令和 5 年までの 15 か年のうち令和 2 年と令和 4 年を除く 13 か年で男性の自殺死亡率が女性を上回っています。

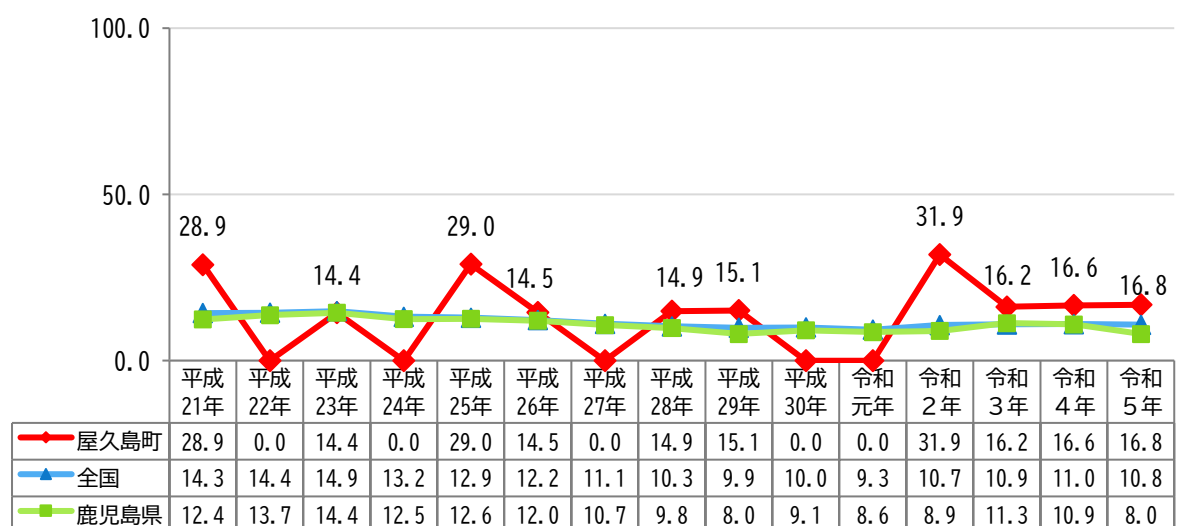
男性、女性の自殺死亡率をそれぞれ、国・県と比較すると、男性では国・県の平均を 20 ポイント以上上回っている年が 15 年中 6 年あるのに対し、女性では令和 2 年のみであり、男性において自殺死亡率が国・県を大きく上回る年が目立ちます。

【参考】男性の自殺死亡率の国・県との比較



出典：「地域自殺実態プロファイル 2024」（いのち支える自殺対策推進センター）

【参考】女性の自殺死亡率の国・県との比較



出典：「地域自殺実態プロファイル 2024」（いのち支える自殺対策推進センター）

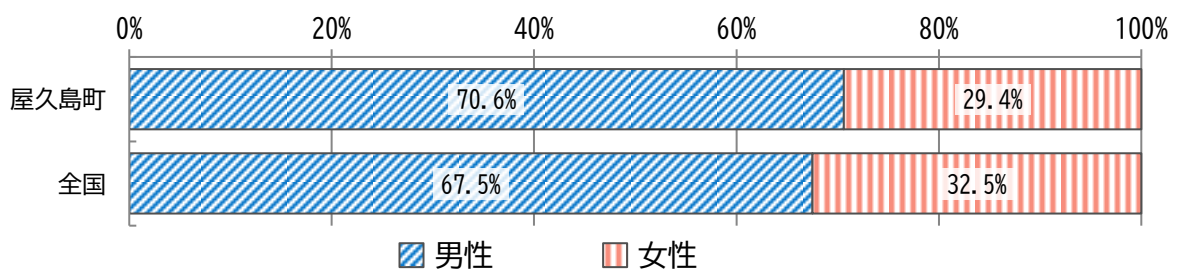
(3) 自殺者の属性

令和元年～令和5年の性別の構成比についてみると、屋久島町では男性が70.6%、女性が29.4%となっており、全国と比較して大きな差は見られません。

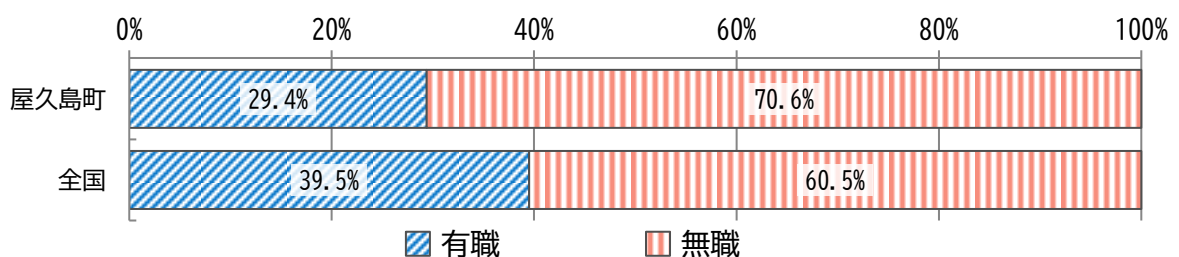
就労状況別でみると、有職が29.4%、無職が70.6%となっており、全国と比較して無職の自殺者の割合が10.1ポイント上回っています。

自殺未遂歴別でみると、未遂歴ありが17.6%、未遂歴無しが82.4%となっており、全国と比較して大きな差は見られません。

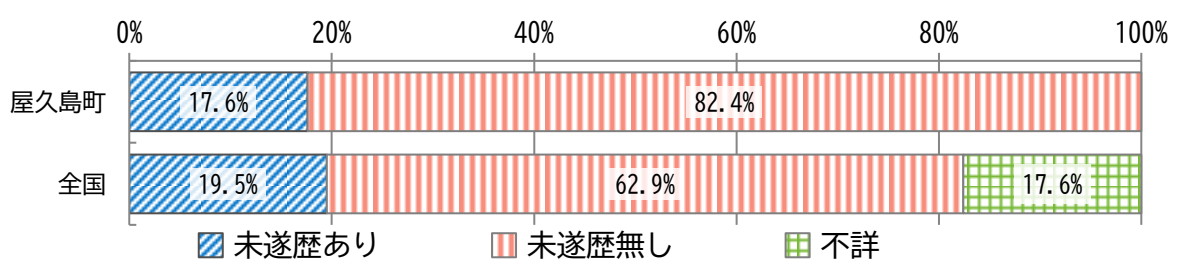
■性別の構成比（令和元年～令和5年）



■就労状況別の構成比（令和元年～令和5年）



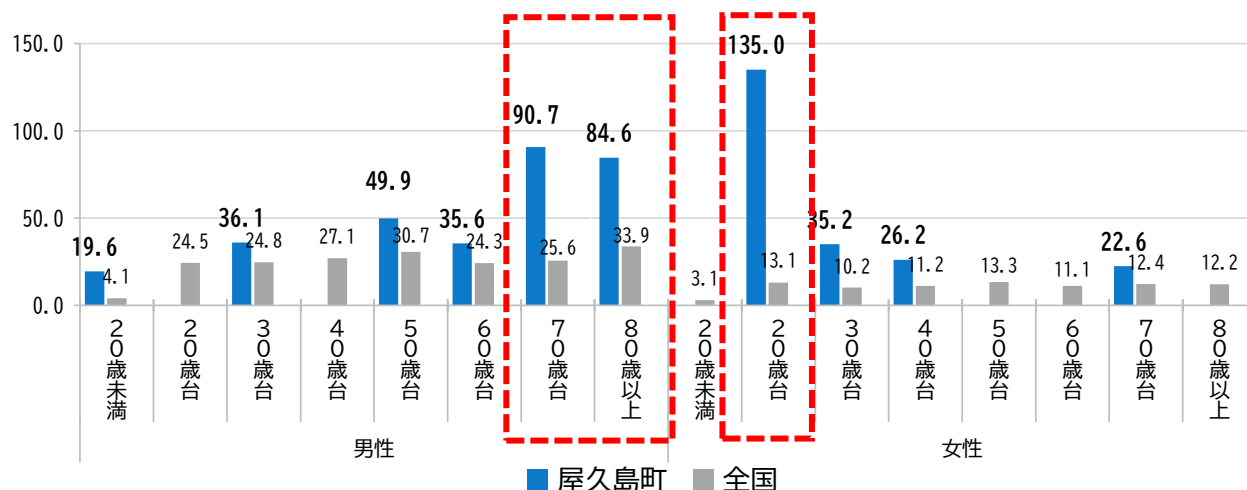
■自殺未遂歴別の構成比（令和元年～令和5年）



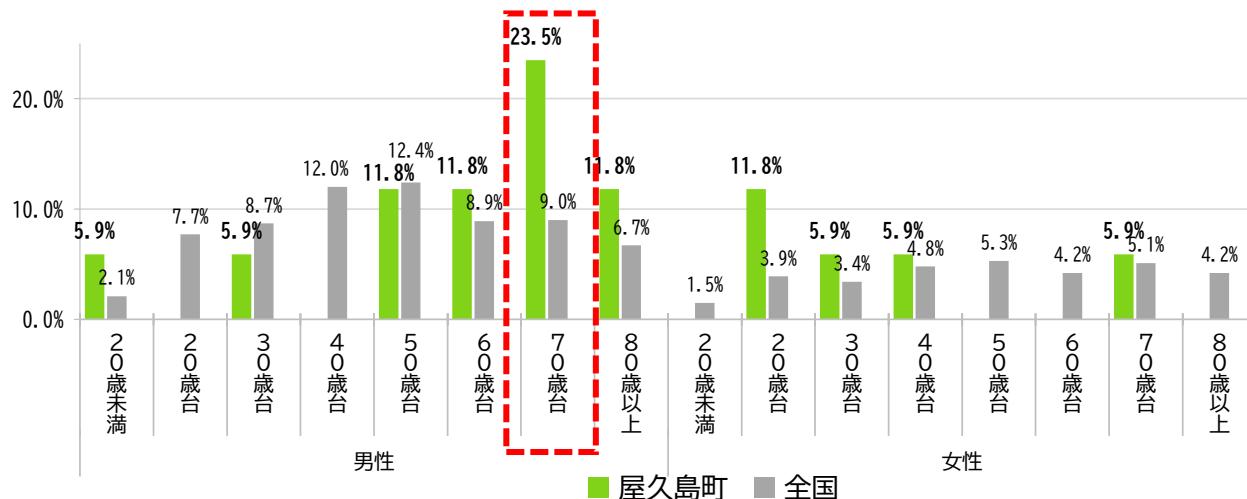
出典：「地域自殺実態プロファイル 2024」（いのち支える自殺対策推進センター）

性別・年齢別の自殺者の状況については、自殺者数全体に限られるため留意が必要ですが、自殺死亡率では男性の70歳台、80歳以上、女性の20歳台が、自殺者の構成比では男性の70歳台が突出して高くなっています。

■性別・年齢階級別自殺死亡率（令和元年～令和5年）



■性別・年齢階級別自殺者の構成比（令和元年～令和5年）



出典：「地域自殺実態プロファイル 2024」（いのち支える自殺対策推進センター）

2. 地域自殺実態プロフィールから見る屋久島町の特徴

(1) 地域自殺実態プロフィールの概要

「地域自殺実態プロフィール」とは、「厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター」が、自らの地域の自殺実態を把握することにより、地域特性を考慮した地域自殺対策計画を策定することができるように、全ての都道府県及び市町村について作成・提供している地方公共団体の自殺実態データです。

地方公共団体ごとの主な自殺者層の年齢・性別等のプロフィール、全国との比較による自殺者の傾向といった地域の自殺データや当該地方公共団体における自殺者数の上位区分とその背景にある自殺の危機経路の例、それに基づき重点的に取り組むべき分野が示されています。

(2) 屋久島町の自殺の特徴

最新のデータである「自殺実態プロフィール 2024」によると、本町の令和元年～令和5年の自殺者数は合計 17 人（男性 12 人、女性 5 人）であり、そのうち「男性 60 歳以上無職独居」が6人と町内の自殺のおよそ3分の1を占めています。

■屋久島町の主な自殺者の特徴（上位5位 6位以降は掲載を省略）（令和元年～令和5年合計）

自殺者の特性上位5区分 ※1	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※2
1位:男性 60歳以上無職独居	6	35.3%	310.7	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位:女性 20～39歳有職同居	2	11.8%	98.7	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺
3位:男性 60歳以上無職同居	2	11.8%	41.9	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
4位:男性 40～59歳無職独居	1	5.9%	419.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳有職独居	1	5.9%	83.1	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

資料：「地域自殺実態プロフィール 2024」（いのち支える自殺対策推進センター）

※1：順位については自殺者の多い順で、同数の場合は自殺死亡率の高い順としている。

※2：「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの（詳細は16ページの表を参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示したもの。

(3) 地域自殺実態プロファイルにおいて推奨される重点パッケージ

地域自殺実態プロファイルでは、自殺者の特性上位3区分を元に、重点パッケージ（重点的に取り組むべき分野）を提示しています。

直近の「地域自殺実態プロファイル 2024」では、現行計画策定時の重点パッケージ5項目のうち「無職者・失業者」が重点パッケージから外れていますが、前年の2023では重点パッケージにあげられており依然として重要な分野であることには変わりありません。

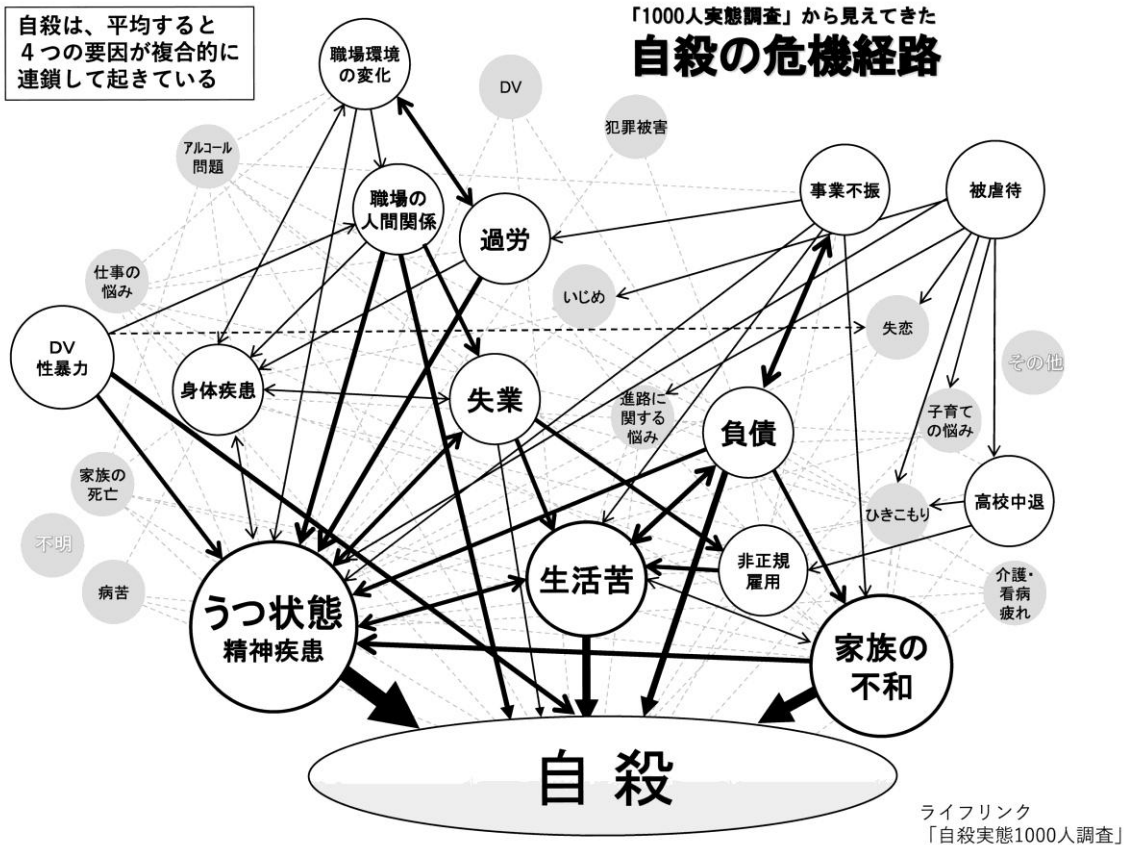
そのため、本計画の重点分野は前回計画を引き継ぐこととし、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営問題」、「無職者・失業者」、「子ども・若者」の5項目を重点分野として定めます。

項目	主なメニュー	プロファイル			本計画の重点分野
		前回計画策定時	2023	2024	
高齢者	・高齢者の健康不安に関する支援事業 ・高齢者の社会参加の支援と孤独・孤立の予防	○	○	○	○
生活困窮者	・複合的な課題を抱える相談者への相談機会の提供 ・生活困窮者等支援に関わる支援者への研修等	○	○	○	○
勤務・経営問題	・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・労働者や経営者等を対象にした相談事業	○		○	○
無職者・失業者	・失業者等に対する相談窓口等の充実 ・無職者・失業者の居場所づくり等の推進	○	○		○
子ども・若者	・子どもや若者を対象にした研修や講演会等 ・若者を対象にした広報や啓発・若者の自殺リスクを低減させるための地域における取組	○	○	○	○

【参考】地域自殺実態プロファイル 2023 の上位5区分

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職独居	5	33.3%	258.9	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位:男性 40～59歳無職独居	1	6.7%	419.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳無職同居	1	6.7%	364.8	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4位:男性 20～39歳有職独居	1	6.7%	83.1	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位:女性 20～39歳無職同居	1	6.7%	82.1	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺

【参考】ライフリンク「自殺実態 1000 人調査」に基づく自殺の危機経路



「自殺の危機経路」事例

「→」=連鎖、「+」=併発

失業者

- ① 失業 → 生活苦 → 多重債務 → うつ状態 → 自殺
- ② 連帯保証債務 → 倒産 → 離婚の悩み + 将来生活への不安 → 自殺
- ③ 犯罪被害（性的暴行など） → 精神疾患 → 失業 + 失恋 → 自殺

労働者

- ① 配置転換 → 過労 + 職場の人間関係 → うつ状態 → 自殺
- ② 昇進 → 過労 → 仕事の失敗 → 職場の人間関係 → 自殺
- ③ 職場のいじめ → うつ病 → 自殺

自営者

- ① 事業不振 → 生活苦 → 多重債務 → うつ状態 → 自殺
- ② 介護疲れ → 事業不振 → 過労 → 身体疾患 + うつ状態 → 自殺
- ③ 解雇 → 再就職失敗 → やむを得ず起業 → 事業不振 → 多重債務 → 生活苦 → 自殺

主婦など (就業経験のない無職者)

- ① 子育ての悩み → 夫婦間の不和 → うつ状態 → 自殺
- ② DV → うつ病 + 離婚の悩み → 生活苦 → 多重債務 → 自殺
- ③ 身体疾患 + 家族の死 → 将来生活への不安 → 自殺

学生

- ① いじめ → 自殺
- ② 親子間の不和 → ひきこもり → うつ状態 → 将来生活への不安 → 自殺

NPO法人ライフリンク「自殺実態1000人調査」を改編

出典:「生きることの包括的支援のための基礎研修 資料」(いのち支える自殺対策推進センター)

3. こころの健康づくりアンケート調査結果

(1) アンケートの概要

本計画を策定するにあたり、屋久島町の住民がこころの健康づくりについて考えていることや自分について考えていることなどを把握し、計画に反映することを目的として、調査を実施しました。

①住民意識調査の概要

調査種別	調査対象者	調査期間	調査手法	回答件数
住民意識調査	20 歳以上 80 歳以下の 町内在住者 1,200 人	令和 6 年 8 月	郵送による 配付・回収 WEB 回答	454 件 (回収率 37.8%)

②小・中・高校生意識調査の概要

調査種別	調査対象者	調査期間	調査手法	回答件数
小学 2 年生調査	屋久島町内の小学校に在学する 小学 2 年生	令和 6 年 7 月	学校での 配付・回収	74 件
小学 5 年生調査	屋久島町内の小学校に在学する 小学 5 年生			85 件
中学 2 年生調査	屋久島町内の中学校に在学する 中学 2 年生			105 件
高校 2 年生調査	屋久島町内の高校に在学する 高校 2 年生			63 件

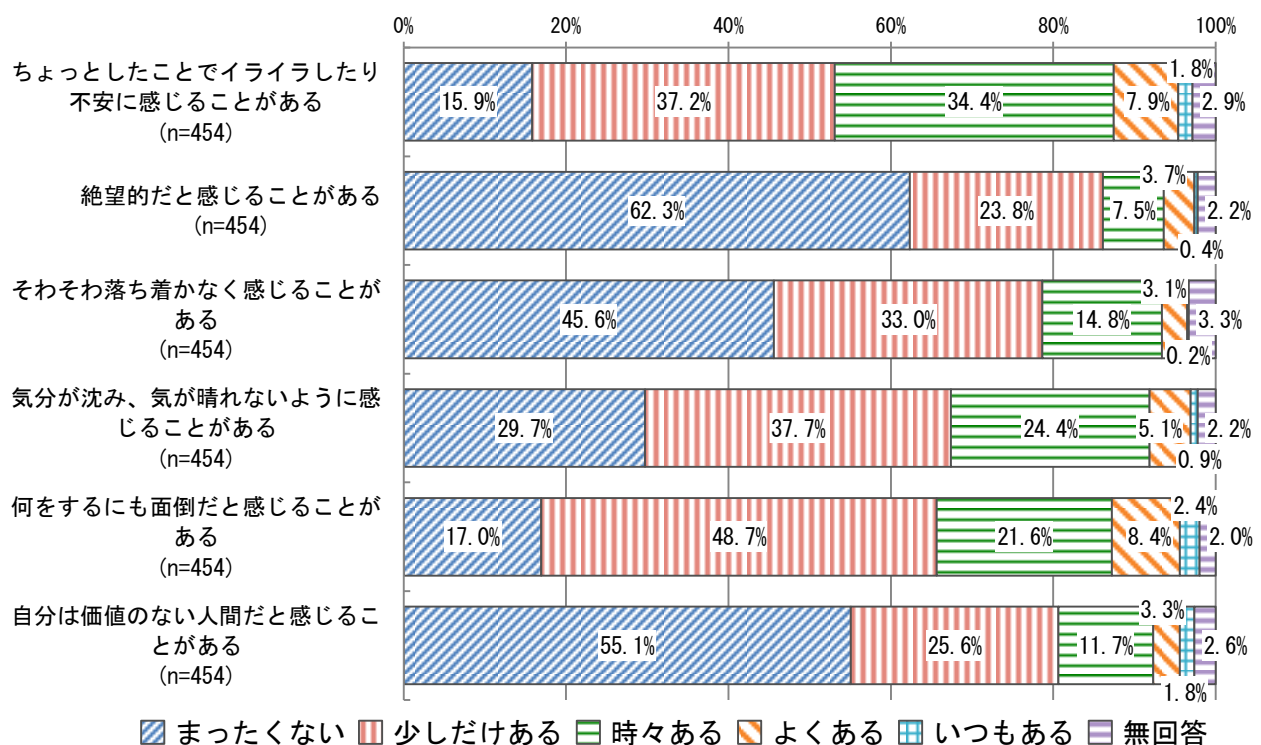
(2) 住民意識調査結果

①日常生活での感じ方

日常生活での感じ方 | あなたは日々の生活の中で、次のように感じることはありますか。

○日常生活での感じ方については、全ての項目で「まったくない」か「少しだけある」が最も高くなっています。

○『ある』（「よくある」と「いつもある」の合計）については、「何をするにも面倒だと感じることもある」が10.8%と最も高く、次いで「ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じることもある」が9.7%、「気分が沈み、気が晴れないように感じることもある」が6.0%の順となっています。



K 6 スコア集計結果

○「K 6」とは、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として、Kessler らが開発した6項目からなる尺度で、メンタルヘルスの状態を示す指標として広く利用されています。本調査ではK 6に基づき「①日常生活での感じ方（18 ページ）」の6項目の回答結果をそれぞれ点数化し、点数評価を行いました。

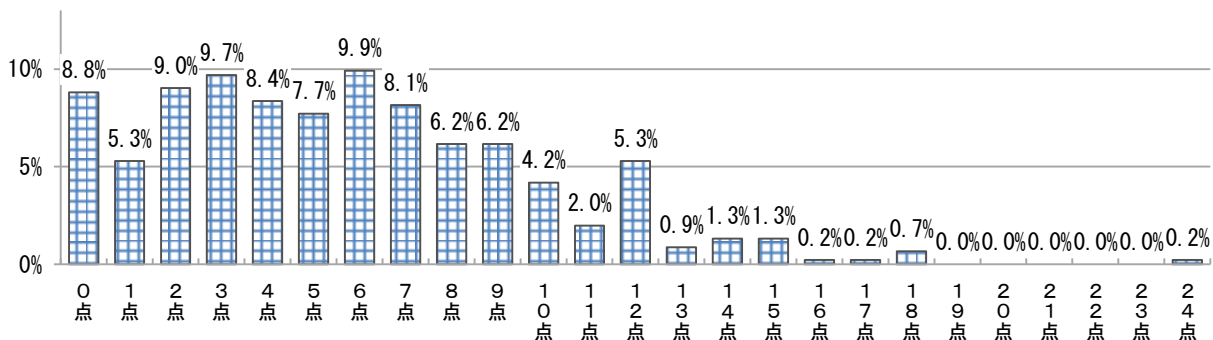
■選択肢ごとの得点 「日常生活での感じ方」の6項目の選択肢を点数化して合計

	まったくない	少しだけある	時々ある	よくある	いつもある
点数	0 点	1 点	2 点	3 点	4 点

○K 6の平均点をみると、屋久島町全体では5.7 となっています。

○年齢別でみると 18～39 歳が 7.2 と他の年齢層よりも高くなっています。

また自殺を考えた経験の有無別でみると、考えた経験が「あり」の層で 7.6 と「ない」層よりも高くなっています。



■K 6 平均点

	屋久島町全体	性別		年齢別			高リスク者 (※)		自殺を考えた経験	
		男性	女性	18～39 歳	40～59 歳	60 歳以上	該当	非該当	あり	なし
平均値	5.7	5.7	5.7	7.2	5.8	5.2	5.7	5.7	7.6	5.4

※ 【高リスク者層について】

屋久島町の 2018～2022 年の 5 か年の主な自殺者のプロフィールである「1 位:男性 60 歳以上無職独居」「2 位:男性 40～59 歳無職独居」「3 位:男性 20～39 歳無職同居」「4 位:男性 20～39 歳有職独居」「5 位:女性 20～39 歳無職同居」にあたる層

(調査実施時の最新のデータである地域自殺実態プロファイル 2023 に基づき、高リスク者層を決定)

②幸福度

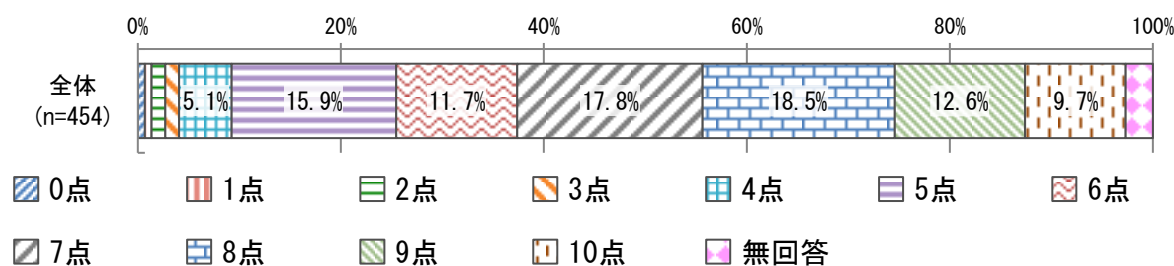
幸福度	現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても不幸せ（0点）」から「とても幸せ（10点）」の間で表すと、何点だと思いますか。数字に○を付けてください。
-----	---

○「8点」が18.5%と最も高く、次いで「7点」が17.8%、「5点」が15.9%となっています。

○幸福度の平均点をみると、屋久島町全体では7.0となっています。

○年齢別でみると年齢層が上がるにつれて幸福度がやや低くなっています。

また、高リスク者に該当する層では5.9と非該当の層よりも低くなっています。



※3%未満の項目はグラフ上で数値ラベルを省略。

■幸福度平均点

	屋久島町全体	性別		年齢別			高リスク者		自殺を考えた経験	
		男性	女性	18~39歳	40~59歳	60歳以上	該当	非該当	あり	なし
平均値	7.0	6.8	7.2	7.6	7.2	6.8	5.9	7.1	6.9	7.1

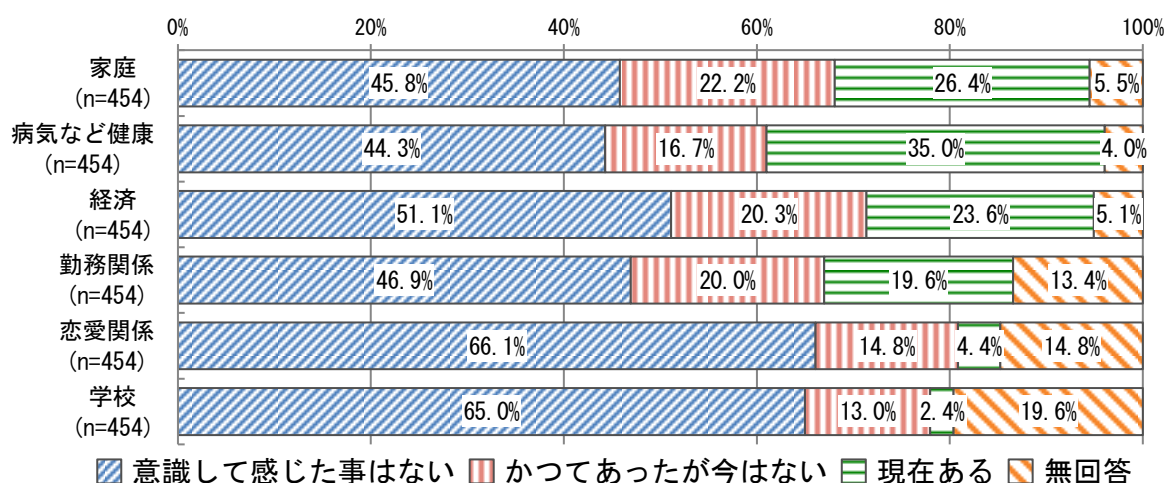
③悩みやストレスについて

○悩みやストレスが「現在ある」の割合についてみると「病気など健康」が35.0%と最も高く、次いで「家庭」が26.4%、「経済」が23.6%となっています。

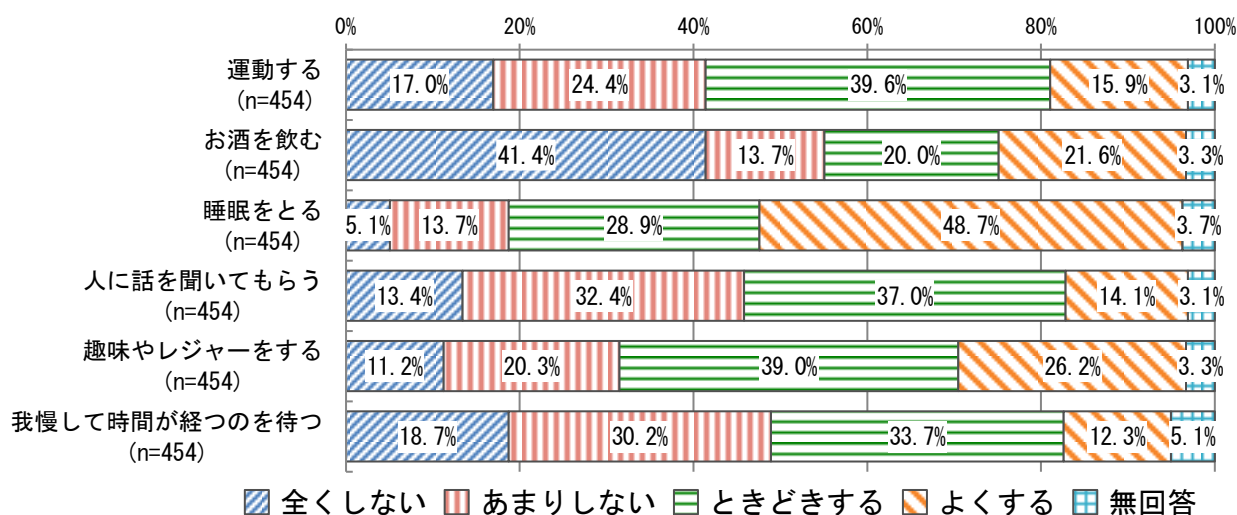
○ストレスの解消法について「よくする」の割合についてみると、「睡眠をとる」が48.7%と最も高く、次いで「趣味やレジャーをする」で26.2%、「お酒を飲む」で21.6%の順となっています。

○「我慢して時間が経つのを待つ」ことを「よくする」割合についてみると、高リスク者で26.3%と他の層と比較して特に高くなっています。

■悩みやストレスを感じることもあるか



■ストレスの解消法

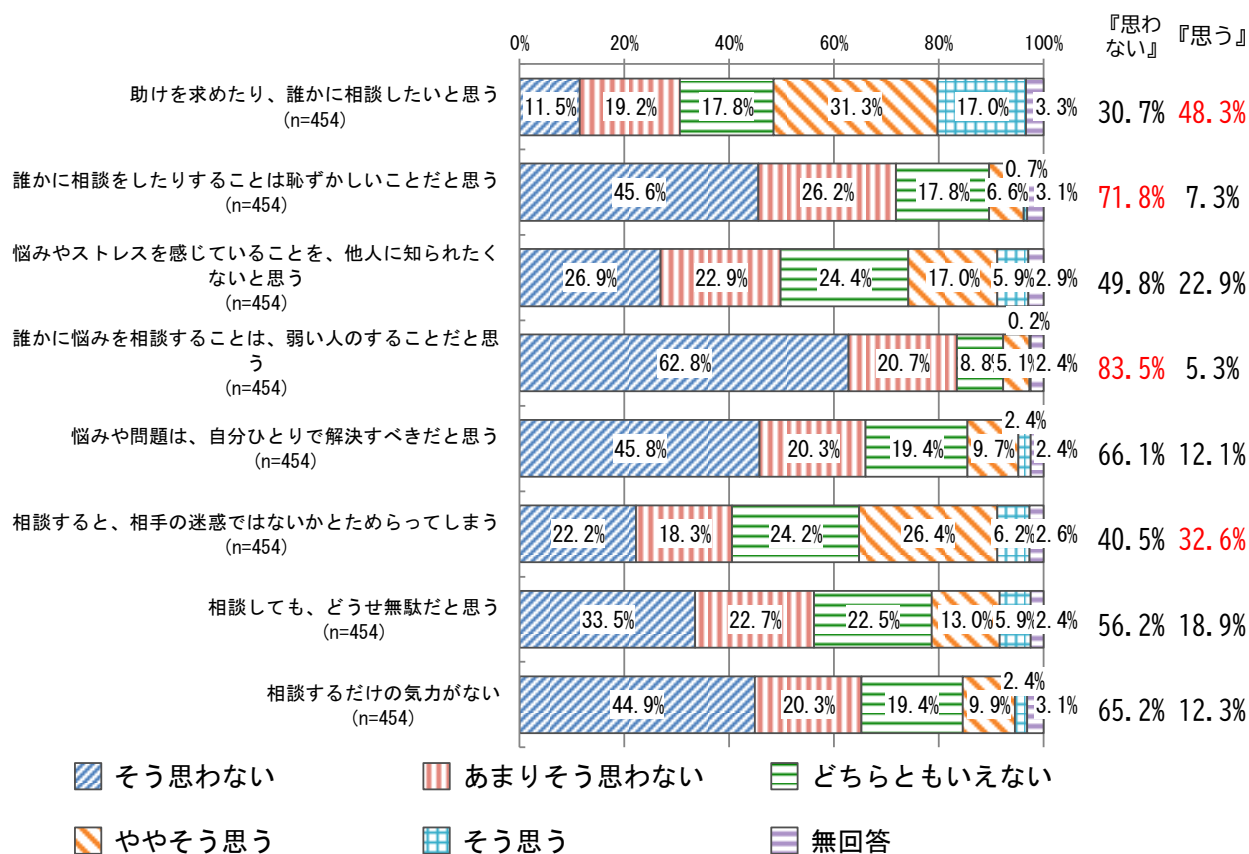


■「我慢して時間が経つのを待つ」ことを「よくする」割合

屋久島町 全体	性別		年齢別			高リスク者		自殺を考えた経験	
	男性	女性	18～39歳	40～59歳	60歳以上	該当	非該当	あり	なし
12.3	10.9	13.5	14.5	15.4	10.0	26.3	11.9	18.3	11.6

○「誰かに悩みを相談をしたりすることは、弱い人のすることだと思う」で『思わない』（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計）が 83.5%と最も高く、次いで「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」で 71.8%、「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」で 66.1%となっており、悩みや問題を誰かに相談しても良いと考える人の割合が高くなっています。

○一方で、「相談すると、相手の迷惑ではないかとためらってしまう」について『思う』（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）が 32.6%（2位）、「悩みやストレスを感じていることを他人に知られたくないと思う」が 22.9%（3位）となっており、相談をためらったり他人に知られたくないと思う人が一定割合存在します。



※『思わない』：「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計
 『思う』：「そう思う」と「ややそう思う」の合計) の割合

自殺に対する考え	あなたは「自殺」についてどのように思いますか。
----------	-------------------------

○自殺について『そう思わない』割合についてみると、「自殺は恥ずかしいことである」が48.0%と最も高く、次いで「自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」が45.4%、「自殺は本人の弱さから起こる」が43.9%の順となっています。

○『そう思う』割合についてみると、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」が76.6%と最も高く、「防ぐことができる自殺も多い」、「自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い」、「自殺する人は、よほど辛いことがあったのだと思う」、「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」、「自殺せずに生きていれば良いことがある」が6～7割台となっています。

○前回調査と比較すると、「自殺は自分にはあまり関係がない」、「自殺は本人の弱さから起こる」、「自殺は恥ずかしいことである」という考えについて『そう思う』の割合が5%以上減少しています。

	『そう思わない』			『そう思う』		
	今回調査	前回調査	前回との差	今回調査	前回調査	前回との差
生死は最終的に本人の判断に任せるべき	34.2%	36.8%	-2.6%	28.7%	27.7%	1.0%
自殺せずに生きていれば良いことがある	6.8%	5.2%	1.6%	61.0%	63.7%	-2.7%
自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない	45.4%	48.0%	-2.6%	14.3%	12.6%	1.7%
自殺する人は、よほど辛いことがあったのだと思う	6.6%	6.3%	0.3%	68.7%	67.1%	1.6%
自殺は自分にはあまり関係がない	26.9%	22.1%	4.8%	37.0%	42.8%	-5.8%
自殺は本人の弱さから起こる	43.9%	34.3%	9.6%	15.0%	21.9%	-6.9%
自殺は本人が選んだことだから仕方がない	39.0%	43.9%	-4.9%	19.8%	18.0%	1.8%
自殺を口にする人は、本当に自殺はしない	27.5%	27.5%	0.0%	21.5%	21.2%	0.3%
自殺は恥ずかしいことである	48.0%	44.6%	3.4%	7.0%	14.6%	-7.6%
防ぐことができる自殺も多い	4.4%	3.4%	1.0%	76.3%	75.3%	1.0%
自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している	4.0%	2.3%	1.7%	66.5%	71.1%	-4.6%
自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い	2.2%	2.5%	-0.3%	74.4%	75.7%	-1.3%
自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている	2.4%	2.3%	0.1%	76.6%	80.2%	-3.6%

※『そう思わない』:「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計

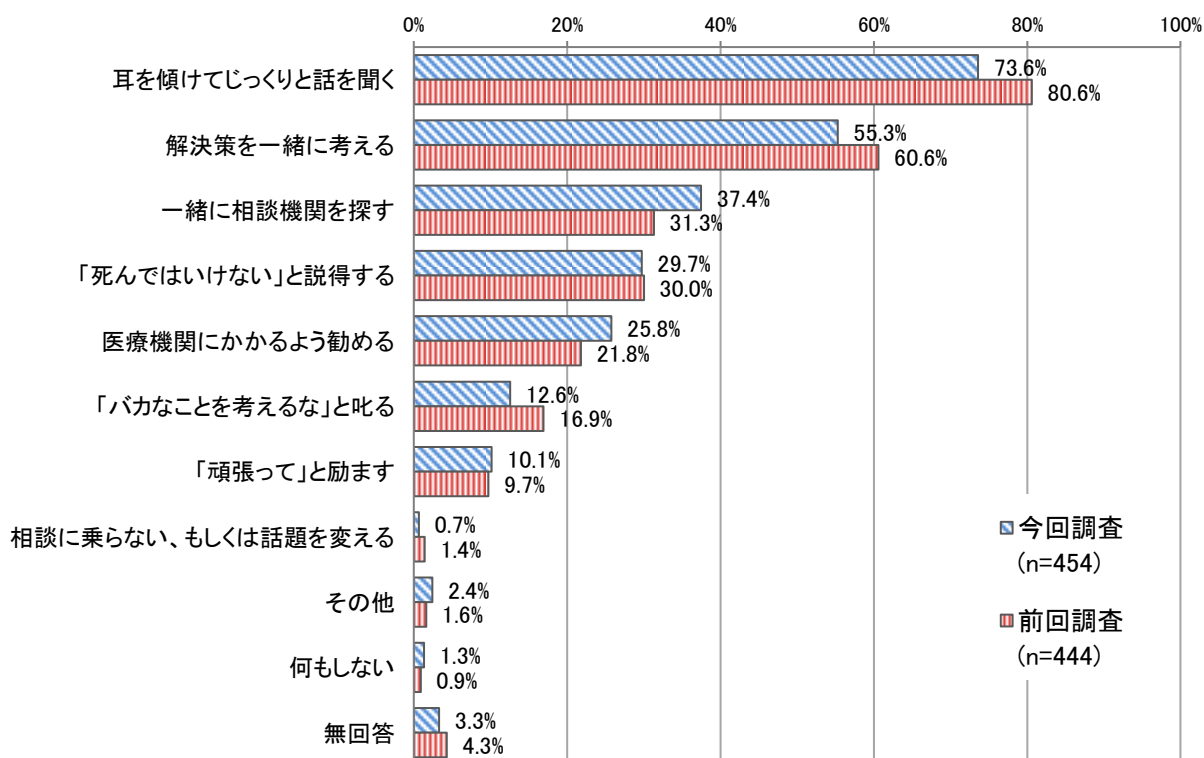
『そう思う』:「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

※前回と比較して5%以上差が見られた項目を塗りつぶしてある。

死にたいと打ち明けられた時の対応	もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどのように対応しますか。
------------------	--

○「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が 73.6%と最も高く、次いで「解決策を一緒に考える」が 55.3%、「一緒に相談機関を探す」が 37.4%の順となっています。

○前回調査と比較すると、「一緒に相談機関を探す」、「医療機関にかかるよう勧める」といった第三者の専門機関を活用する具体的なアクションがやや増加しています。



④自殺対策関連の認知度

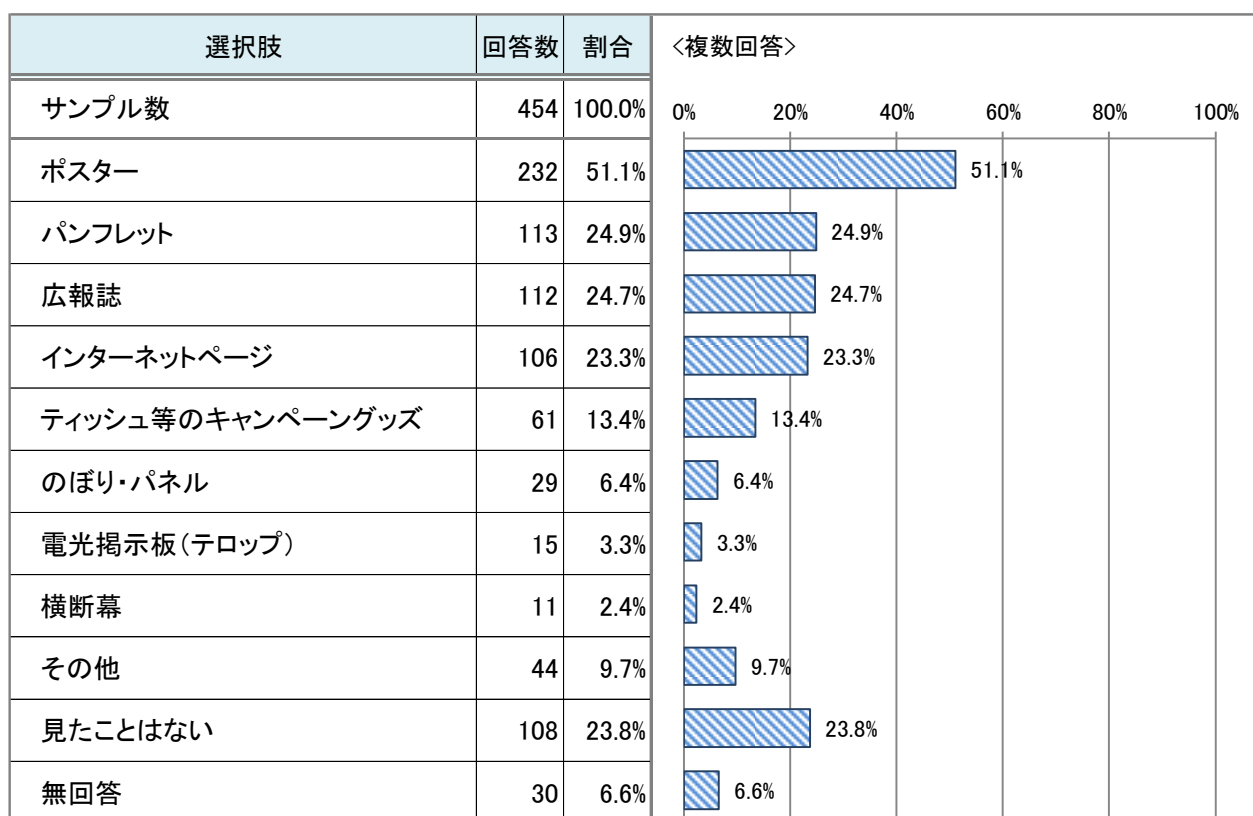
自殺対策の啓発物	あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか。
----------	---------------------------------

○見たことがある自殺対策の啓発物については、「ポスター」が51.1%と最も高く、次いで「パンフレット」が24.9%、「広報誌」が24.7%となっています。

○「インターネットページ」の割合を年齢別でみると、18～39歳で51.6%、40～59歳で34.2%、60歳以上で9.0%と、60歳以上の層で59歳以下と比べて低くなっています。

○「見たことはない」の割合についてみると、高リスク者に「該当」する層で36.8%と他の層と比較して特に高くなっています。

また、自殺を考えた経験が「あり」の層では8.5%と見たことがない人の割合が低く、何らかの啓発物を目にしたことがある人の割合が高くなっています。



■「見たことはない」の割合

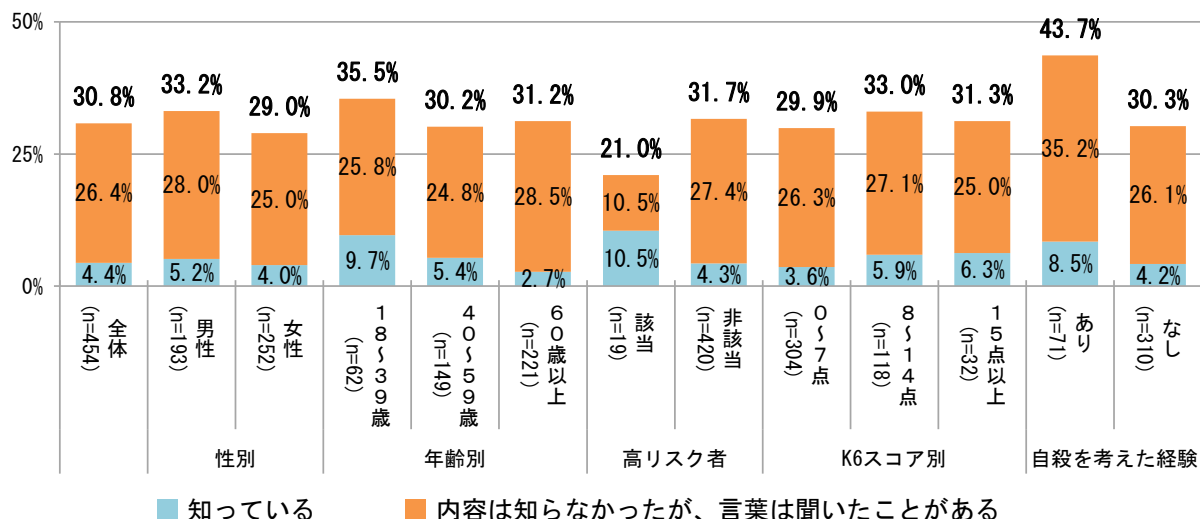
屋久島町	性別		年齢別			高リスク者		自殺を考えた経験	
全体	男性	女性	18～39歳	40～59歳	60歳以上	該当	非該当	あり	なし
23.8	23.8	24.2	16.1	21.5	26.7	36.8	23.8	8.5	26.1

自殺対策基本法の認知度	あなたは、自殺対策基本法についてご存じですか。
-------------	-------------------------

○自殺対策基本法の認知度については、「知っている」が4.4%、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」が26.4%、認知度合計は30.8%となっています。

○クロス属性別でみると、高リスク者に該当する層では認知度合計が21.0%と他の層と比較して特に低くなっています。

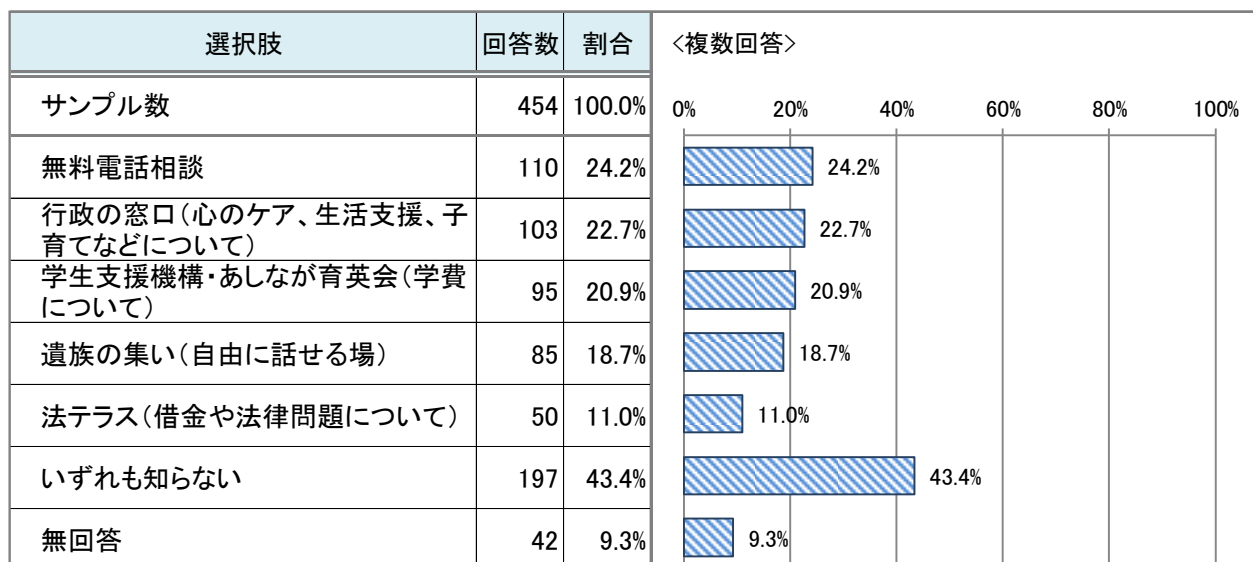
また、自殺を考えた経験が「あり」の層では43.7%と他の層と比較して特に高くなっています。



自死遺族支援	自死遺族の支援について、知っているものがありますか。
--------	----------------------------

○「いずれも知らない」が43.4%と最も高く、次いで「無料電話相談」が24.2%、「行政の窓口（心のケア、生活支援、子育てなどについて）」が22.7%となっています。

○「いずれも知らない」の割合についてクロス属性別で大きな違いは見られません。



⑤自殺を考えた経験

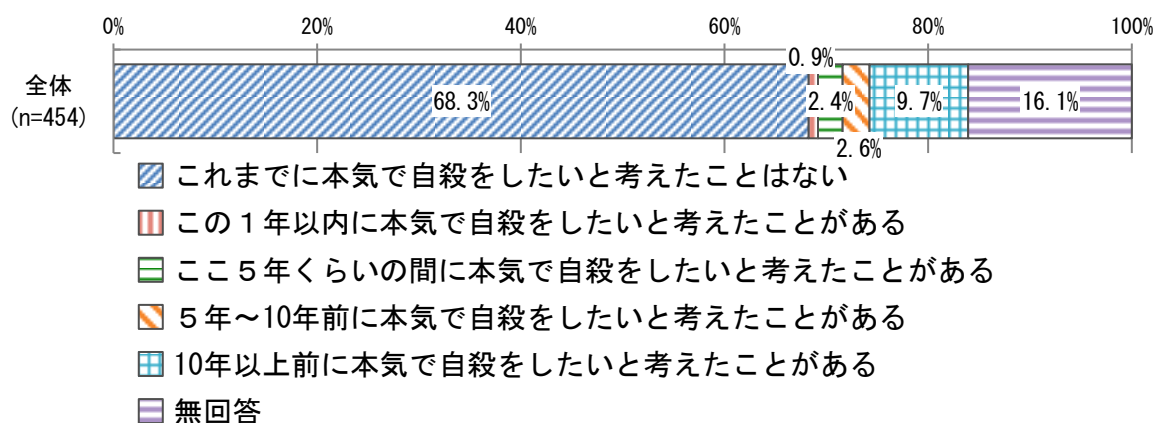
自殺を考えた経験	あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。
----------	----------------------------------

○自殺を考えた経験については、「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」が 68.3%と最も高く、次いで「10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」が9.7%、「5年～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」が2.6%となっています。

○『5年以内に自殺を考えた割合』についてみると、18～39歳と高リスク者に「該当」する層で、『今までに一度でも自殺を考えた割合』についてみると18～39歳の層で、他の層よりも高くなっています。

○自殺を考えた理由や原因は、「家庭の問題」が42.3%と最も高く、次いで「病気など健康の問題」が23.9%、「経済的な問題」が19.7%となっています。

○より詳細な理由や原因については、「家族関係の不和」が28.2%、「自分の病気の悩み」が12.7%、「職場の人間関係」が11.7%となっています。



■自殺を考えた理由や原因

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	71	100.0%	
家庭の問題	30	42.3%	42.3%
病気など健康の問題	17	23.9%	23.9%
経済的な問題	14	19.7%	19.7%
勤務関係の問題	13	18.3%	18.3%
学校の問題	7	9.9%	9.9%
恋愛関係の問題	6	8.5%	8.5%
その他	9	12.7%	12.7%
無回答	6	8.5%	8.5%

(3) 小・中・高校生意識調査結果

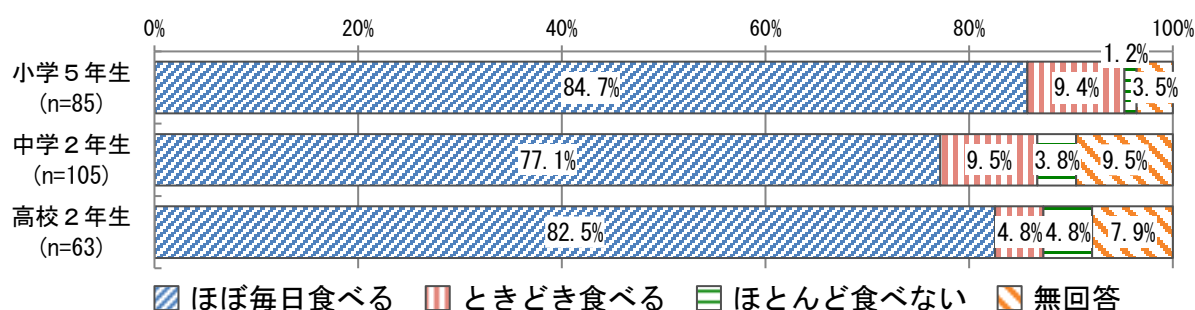
①日常生活

朝食の摂取状況	あなたは、朝食を食べますか。
---------	----------------

○小学5年生、中学2年生、高校2年生の全ての層で「ほぼ毎日食べる」が8割程度となっている一方で、朝食をとらないことがある（「ときどき食べる」、「ほとんど食べない」）児童・生徒が1割程度見られます。

○朝食をとらない理由やどのような状況であれば朝食を食べられるかについては、全ての層で「時間がない/時間があれば」と「食欲がない/食欲があれば」が1～2位となっています。

○また、「すぐに食べられる朝食がない/すぐに食べられる朝食があれば」、「朝食が準備されていれば」といった朝食そのものがないという回答が3位となっています。

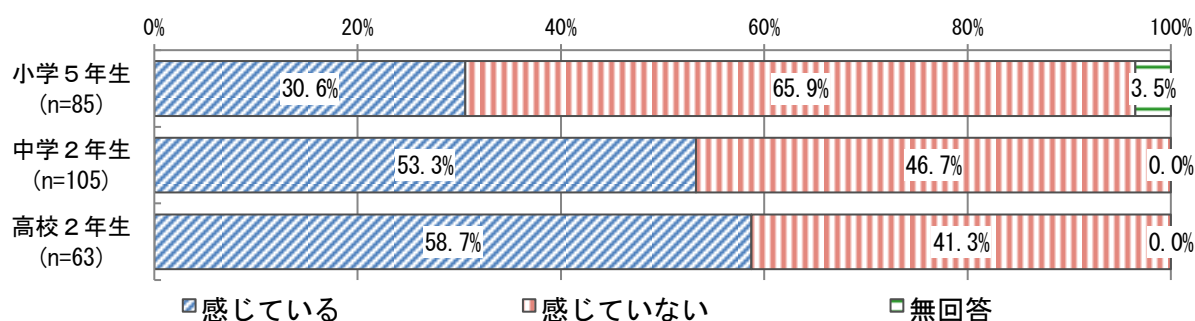


睡眠不足の状況	最近、睡眠不足を感じていますか。
---------	------------------

○「感じている」が小学5年生で30.6%、中学2年生で53.3%、高校2年生で58.7%と、中学2年生、高校2年生の5割台が睡眠不足を感じています。

○睡眠不足の理由としては、「宿題や勉強、スポーツ少年団、習い事などで寝るのが遅くなる/なかなか眠れない/宿題や勉強、部活などで寝るのが遅くなる」が小学5年生で1位（53.8%）、中学2年生で1位（55.4%）、高校2年生で2位（43.2%）と全ての層で1～2位となっています。

○「なかなか眠れない」についても、小学5年生で53.8%（1位）、中学2年生で37.5%（3位）、高校2年生で3位（40.5%）と、全ての層で3～5割台となっています。



②ストレスについて

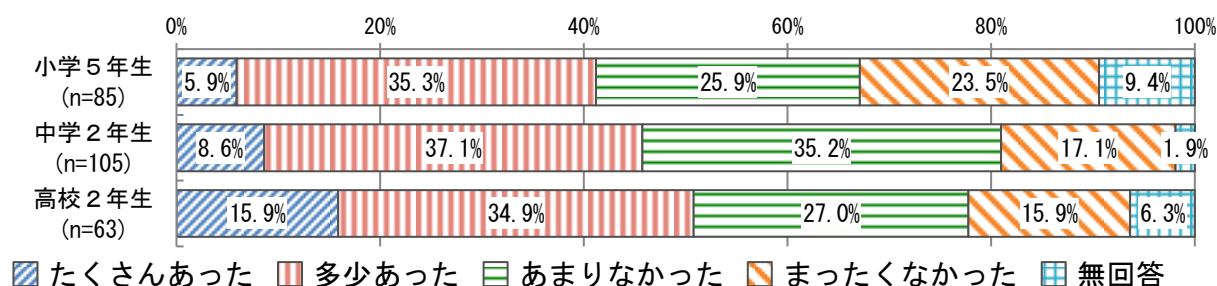
不満やストレスの有無	あなたは、この1か月間に、不満や悩み、ストレスを感じることがありましたか。
------------	---------------------------------------

○「たくさんあった」と「多少あった」の合計は全ての層で4～5割と、半数前後の児童・生徒が不満やストレスを感じている状況がうかがえます。

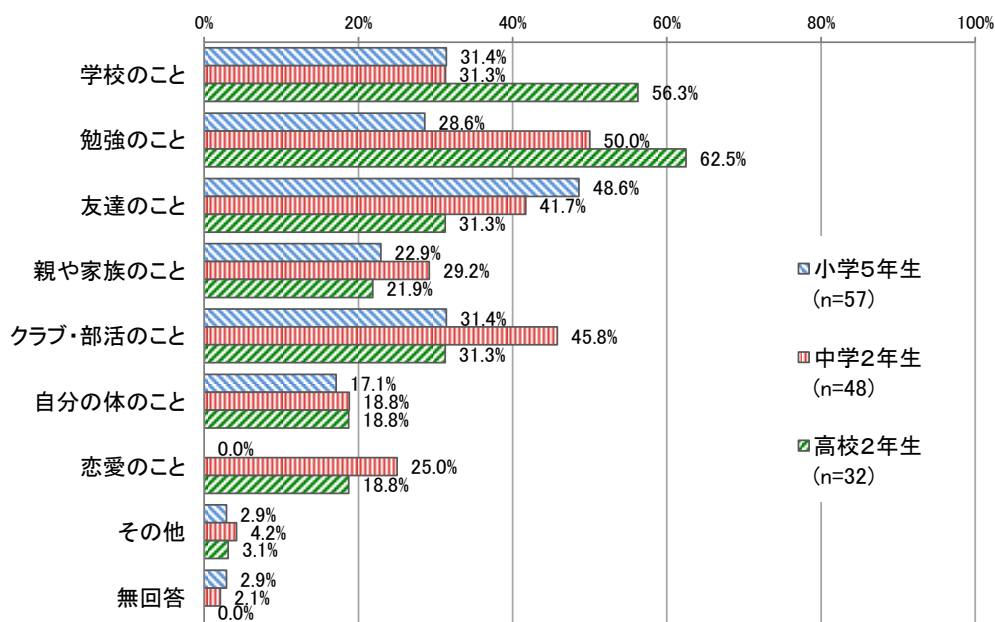
○不満やストレスの内容については、小学5年生では「友達のこと」が、中学2年生と高校2年生では「勉強のこと」が、それぞれ最も高くなっています。

○ストレス解消法の有無については、「ある」が小学5年生で67.1%、中学2年生で78.1%、高校2年生で76.2%となっています。

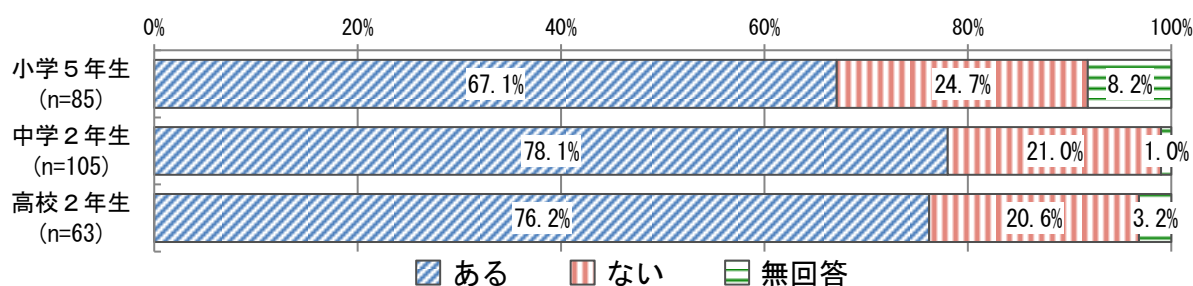
○解消法がある人の具体的な方法は、全ての層で「趣味や好きなことを楽しむ」が6～7割台で1位、「ゆっくり休む（寝る）」が4～6割台で2位となっています。



■不満やストレスの内容



■ストレス解消法の有無

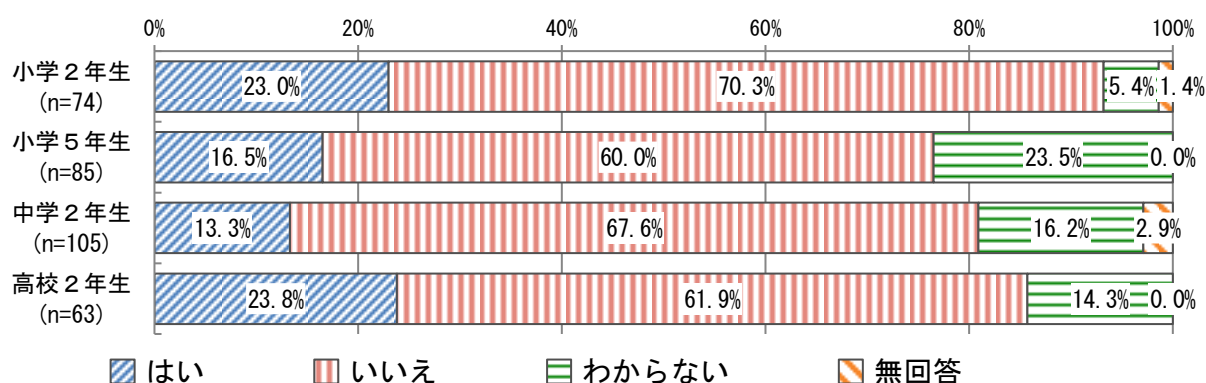


③孤立感について

孤立感	自分は「ひとりぼっち」と思うことがありますか。
-----	-------------------------

○自分は「ひとりぼっち」と思うかについては、全ての層で「はい」が1～2割台、「いいえ」が6～7割台となっています。

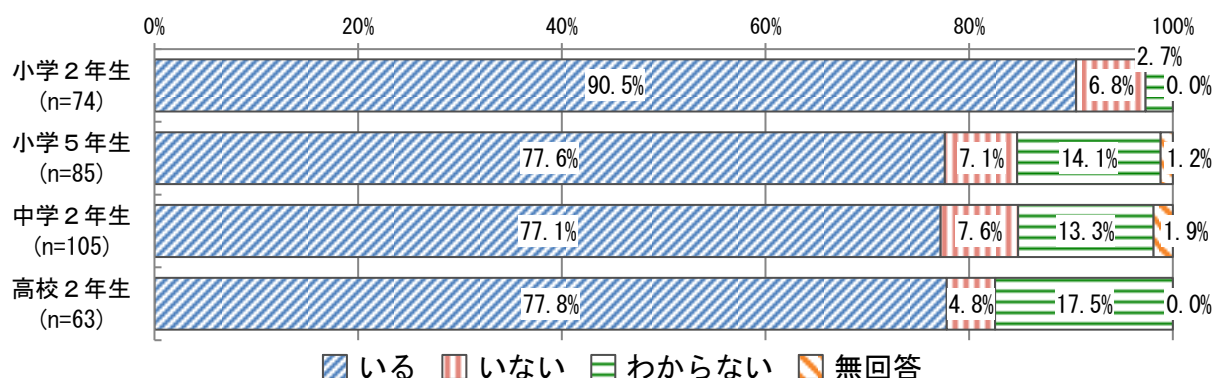
○孤立感を感じるかに「はい」と答えた児童・生徒は、回答全体及びストレスを感じる生徒（ストレスの有無に「たくさんあった」、「多少あった」と回答）、自分自身のことが好きではない生徒（自分自身のことが好きかの設問に「いいえ」と回答）と比較して、『誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思う』、『悩みやストレスを感じていることを他人に知られたくない』、『悩みや問題は、自分ひとりで解決するべきだと思う』割合が高く、悩みを一人で抱え込もうとする傾向が見られます。



④相談について

相談相手の有無	あなたは悩みごとがあるとき、相談する人がいますか。
---------	---------------------------

○小学2年生では「いる」が9割であるのに対し、小学5年生以上では「いる」が約77%、「いない」が1割未満、「わからない」が1割台となっています。

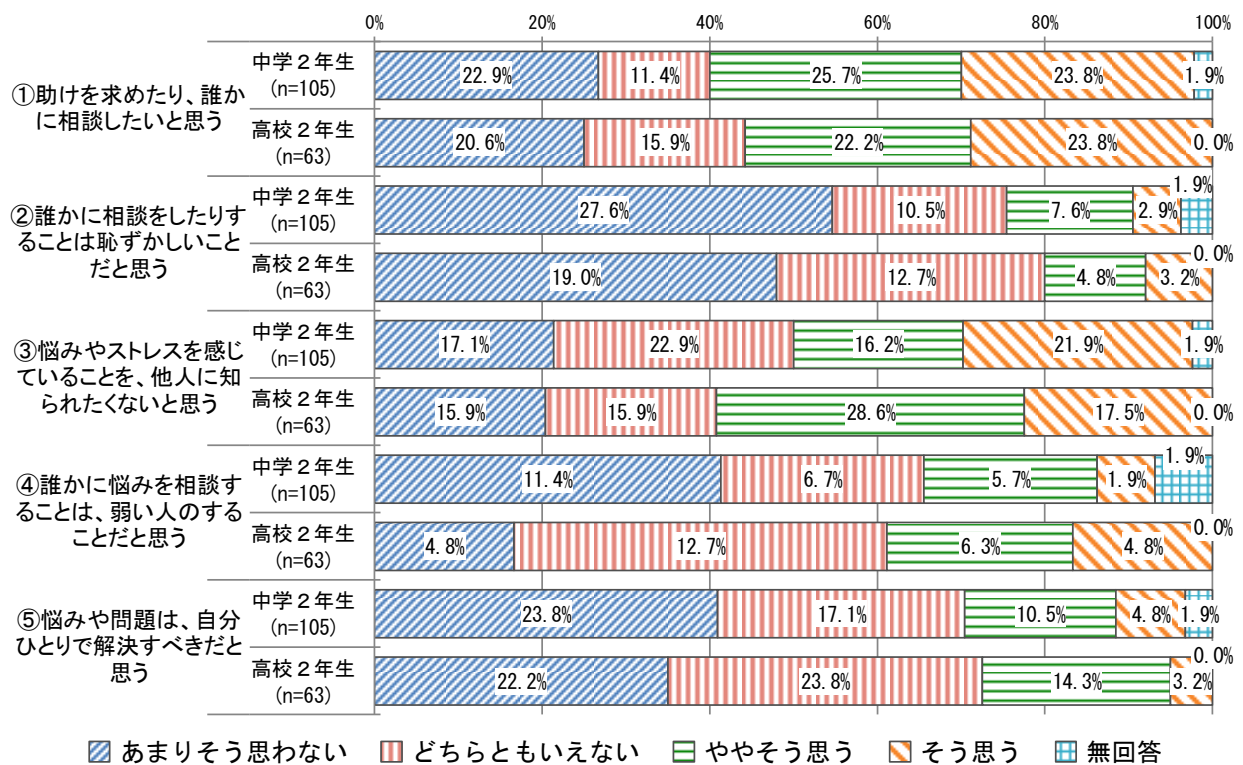


相談について	あなたは悩みやストレスを感じた時に相談することについて、どう考えますか。
--------	--------------------------------------

○「②誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」、「④誰かに悩みを相談することは弱い人のすることだと思う」、「⑤悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」について『そう思わない』（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計）が5～8割台と半数を上回っています。

○一方で、「③悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」について『そう思う』（「ややそう思う」と「そう思う」の合計）が『そう思わない』を上回っています。

○悩みを誰かに相談しても良いと考える一方で、自身が悩みやストレスを感じていることは知られたくない傾向が見られます。

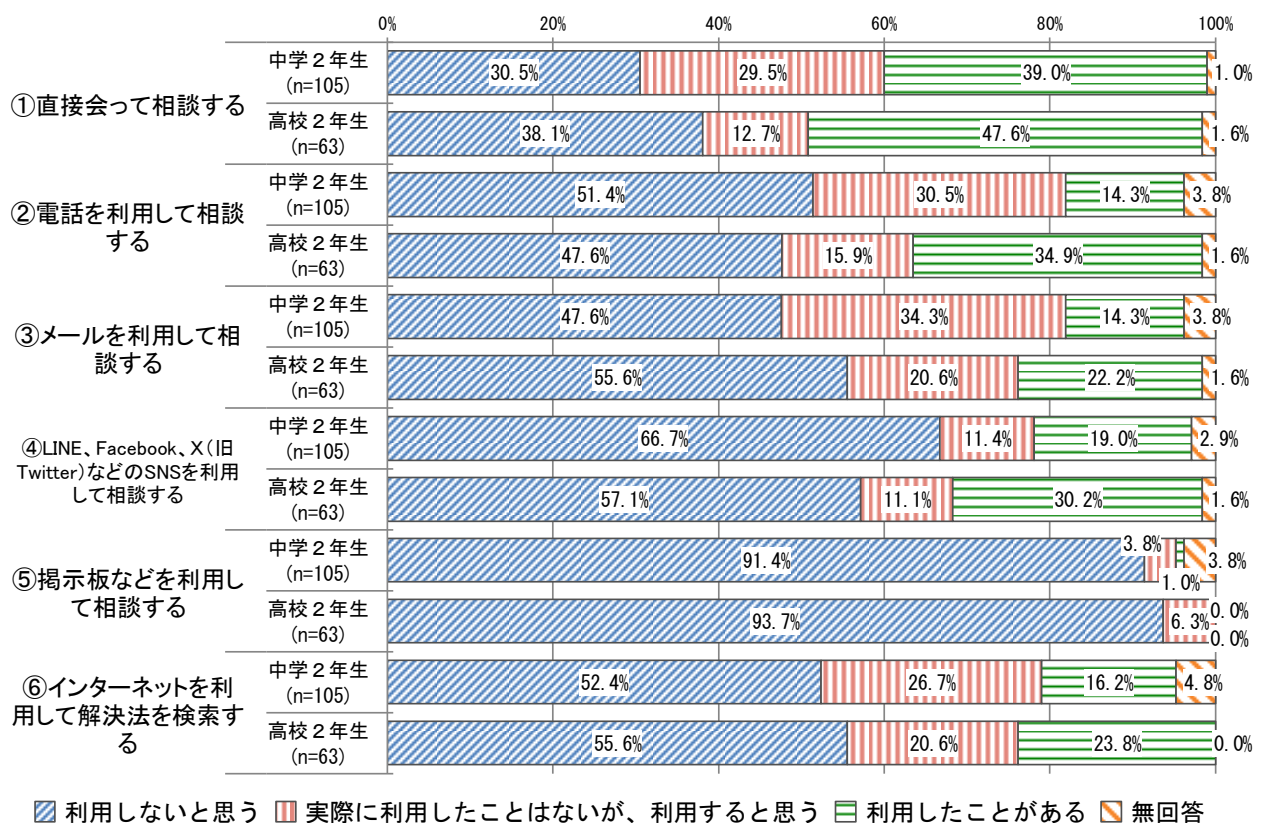


相談方法	あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下の方法を使って悩みを相談したいと思いますか。
------	--

○「利用したことがある」についてみると、中学2年生、高校2年生ともに「①直接会って相談する」が最も高くなっています。

○『利用意向』（「実際に利用したことはないが、利用すると思う」と「利用したことがある」の合計）についてみると、「①直接会って相談する」が中学2年生、高校2年生ともに6割台と最も高く、重要な相談方法となっています。

○また、「⑤掲示板などを利用して相談する」と、中学2年生の「④LINE、Facebook、X（旧Twitter）などのSNSを利用して相談する」を除く全ての項目で『利用意向』が4～6割台となっていることから、様々な相談方法のニーズがあると見られます。



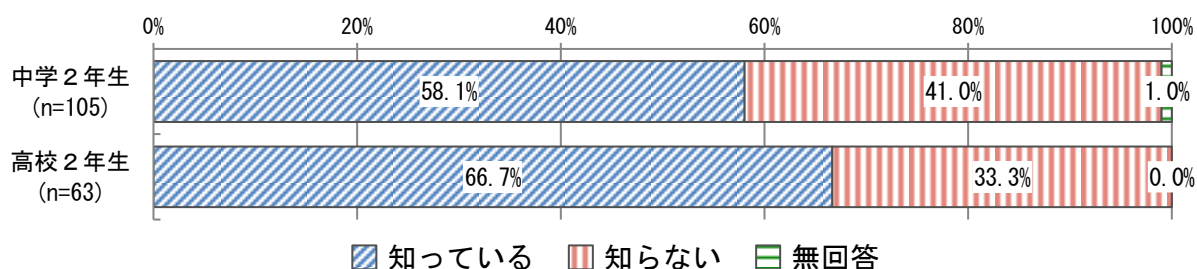
■利用意向（「実際に利用したことはないが、利用すると思う」＋「利用したことがある」）

	中学2年生	高校2年生
①直接会って相談する	68.5%	60.3%
②電話を利用して相談する	44.8%	50.8%
③メールを利用して相談する	48.6%	42.8%
④LINE、Facebook、X（旧Twitter）などのSNSを利用して相談する	30.4%	41.3%
⑤掲示板などを利用して相談する	4.8%	6.3%
⑥インターネットを利用して解決法を検索する	42.9%	44.4%

相談場所	あなたは悩みごとがあるとき、相談できる「場所」を知っていますか。
------	----------------------------------

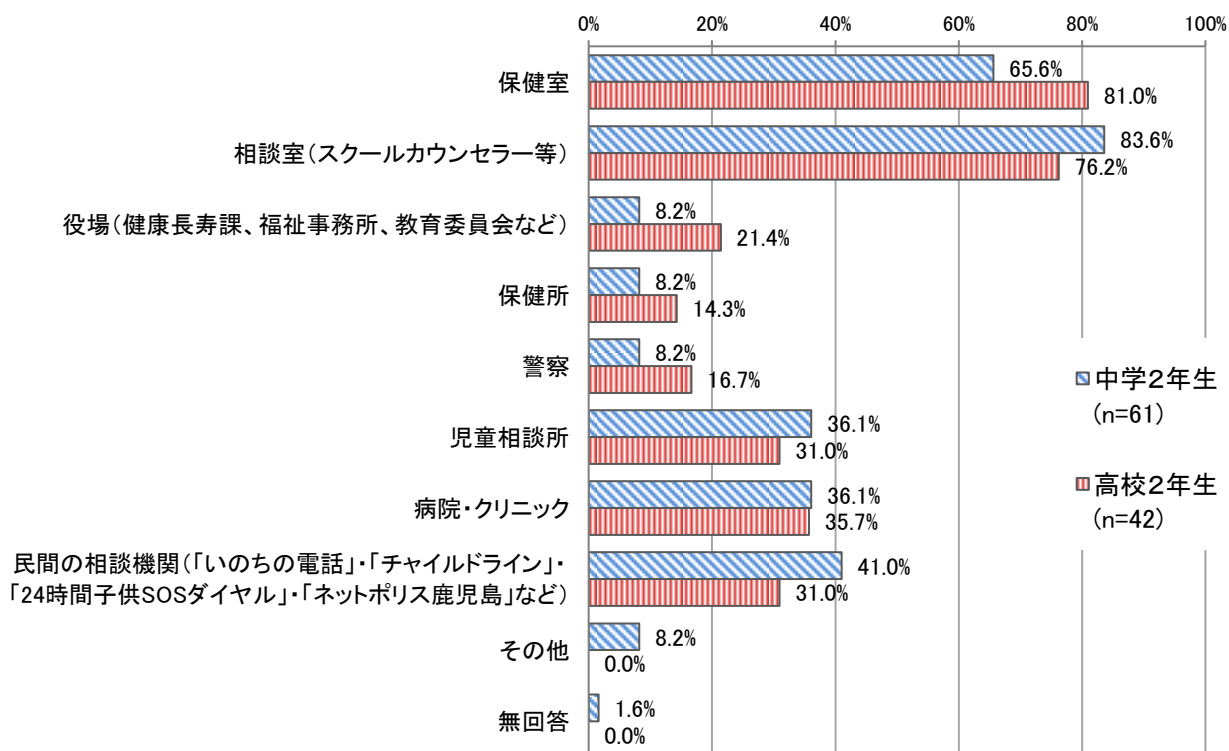
○「知っている」が中学2年生で58.1%、高校2年生で66.7%と、ともに「知っている」が過半数となっています。

○一方で「知らない」が中学2年生で41.0%、高校2年生33.3%となっていることから、悩みごとの相談できる場所の周知や、いざというときに相談しやすい環境づくりが求められます。



具体的な相談場所	悩みごとがあるとき相談できる場所を「知っている」と答えた方へ 体や心に関する悩みを相談できる場所で、知っているものはどれですか。
----------	---

○具体的な相談場所については、中学2年生、高校2年生ともに「保健室」と「相談室（スクールカウンセラー等）」が1位、2位を占めています。



⑤自殺に対する考えについて

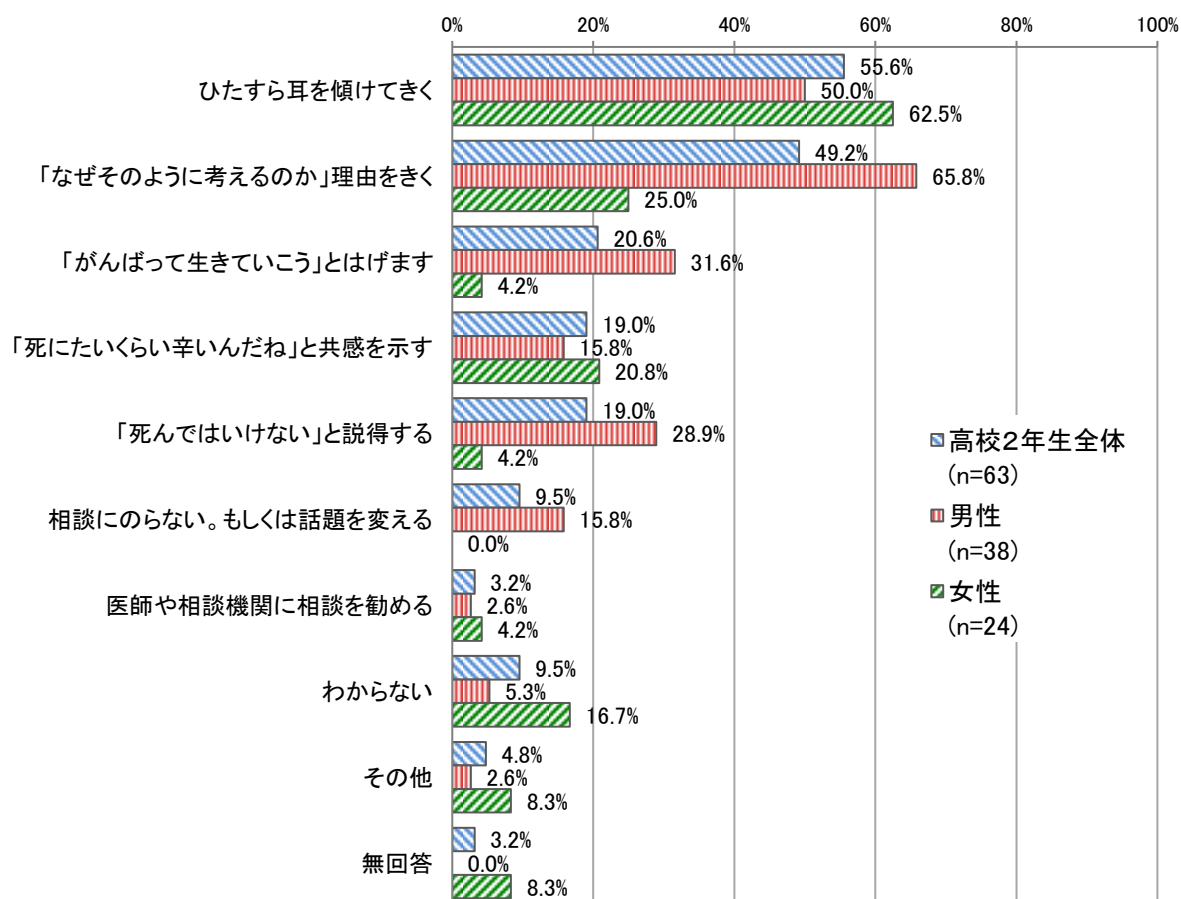
「死にたい」と打ち明けられた時の対応	もし身近な人に「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどうか対応しますか。(高校2年生調査のみ)
--------------------	--

○高校2年生全体では、「ひたすら耳を傾けてきく」が 55.6%と最も高く、次いで「なぜそのように考えるのか」理由をきく」が 49.2%、「がんばって生きていこう」とはげます」が 20.6%となっています。

○男女間で比較すると、男性では「なぜそのように考えるのか」理由を聞く」が 65.8% (40.8 ポイント差)、「がんばって生きていこう」とはげます」が 31.6% (27.4 ポイント差)、「死んではいけない」と説得する」が 28.9% (24.7 ポイント差) と、女性よりも高くなっています。

○女性では、「ひたすら耳を傾けてきく」が 62.5% (12.5 ポイント差) と最も高くなっています。

○「わからない」についてみると、高校2年生全体で 9.5%、男性で 5.3%、女性で 16.7%と、特に女性で高くなっています。



4. 第1期計画の取組状況

第1期計画では、基本施策5項目と重点施策5項目を定め、それぞれに各事業の取組状況の評価基準となる評価指標を設定しました。

計画期間の各評価指標の値は以下のとおりです。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

評価項目	令和6年度までの目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自殺対策推進本部会議の開催	1回以上/年	1回開催	1回開催	コロナのため中止	開催無し

【具体的な取組等の状況】

○自殺対策推進本部会議、自殺対策推進協議会は、新型コロナウイルス感染症の流行のため中止した年度があった。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

評価項目	令和6年度までの目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員の研修事業	1回以上/年	1回開催 (80名参加)	1回開催 (80名参加)	5回開催 (延べ264人)	7回開催 (延べ357人)
ゲートキーパー養成研修	受講人数 250人以上/年	48名の参加 (1回実施)	48名の参加 (1回実施)	48名の参加 (1回実施)	37名の参加 (1回実施)

【具体的な取組等の状況】

○職員研修で、コンプライアンス研修、コンプライアンスケーススタディ研修といった職員の相談や各種支援事業実施時の対応能力向上につながるプログラムを実施。

○ゲートキーパー養成研修については、地域人材の活用の観点から民生委員・児童委員に対する研修を実施。

基本施策3 住民への啓発と周知

【具体的な取組等の状況】

○令和3年度～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により子ども会活動や住民向けの講座・研修の中で実施できないものや受講生が見込みより少ない活動が見られた。令和5年度以降は活動が再び活発になりつつあるが新たな講座の開設や参加者の増加に向けた取組が求められる。

○自殺対策の掲示物等を、役場窓口、図書館に設置・掲示。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

評価項目	令和6年度までの目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神保健家族支援事業	精神障がい者家族向け講演会・交流会 2回/年	コロナのため中止	コロナのため中止	33回開催	45回開催

【具体的な取組等の状況】

○精神障がい者家族会が開催する交流会への支援を実施。

○介護者交流会を開催し、茶話会や講師を招いての座学など、介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について自由に話したり相談できる場を提供。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

評価項目	令和6年度までの目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員児童委員相談支援事業	養成講座の実施 1回/年	コロナのため中止	1回実施	1回実施	1回実施 (37名の参加)
SOSの出し方教育事業	SOSの出し方講座の開催 2回/年	中学校全4校で1回ずつ実施	中学校全4校で1回ずつ実施	中学校全4校で1回ずつ実施	中学校全4校で1回ずつ実施

【具体的な取組等の状況】

○管内の全ての中学校でSOSの出し方教育を実施。あわせて、令和5年度は各校の管理職・生徒指導主任、PTA代表を対象として屋久島保健所と連携し、「SOSの出し方・受け止め方」研修を実施。

重点施策1 高齢者に対する取組

評価項目	令和6年度までの目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者への総合相談事業	北部・南部地域包括支援センターでの延べ相談件数 950件	介護や介護保険等福祉/254件 保健・医療/58件 その他/91件	介護や介護保険等福祉/254件 保健・医療/58件 その他/91件	介護や介護保険等福祉/236件 保健・医療/74件 その他/54件	介護や介護保険等福祉/251件 保健・医療/50件 その他/63件
家族介護者交流会事業	家族介護者交流会の開催 3回/年	北部・南部各3回 計6回実施 延べ40名の参加	北部・南部各3回 計6回実施 延べ40名の参加	北部・南部各2回 計4回実施 延べ11名の参加	北部・南部各1回 合同1回 計3回実施 延べ38名の参加
高齢者支援会議	取組集落数 20集落	町内15集落で実施	町内15集落で実施	町内16集落で実施	町内17集落で実施
ともに語ろう会（高齢者施策推進会議）	会議回数 1回/年	1回実施	1回実施	コロナのため中止	1回実施

【具体的な取組等の状況】

○ともに語ろう会で、高齢者の移動手段、集落内における有償ボランティアの仕組みについて協議。

重点施策2 生活困窮者に対する取組

評価項目	令和6年度までの目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活困窮者自立支援事業相談件数 10回/年	生活困窮者住居確保給付金 8名	生活困窮者住居確保給付金 8名	生活困窮者住居確保給付金 4世帯	生活困窮者住居確保給付金 2世帯

【具体的な取組等の状況】

○生活保護の相談、新規申請が増加傾向にある。

重点施策3 勤務・経営問題に関わる取組

評価項目	令和6年度までの目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心理カウンセラーによる相談事業	未就学児・子育てに関する相談 12回/年	34回 (延べ人数105名)	34回 (延べ人数105名)	34回 (延べ人数112名)	35回 (延べ人数132名)

【具体的な取組等の状況】

○農林漁業後継者修学資金貸与事業については、対象となる学生がいなかった。

重点施策4 無職者・失業者に対する取組

評価項目	令和6年度までの目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
納税相談事業	相談の際必要に応じて福祉事務所につなぐ 4件/年	3件	3件	2件	0件

【具体的な取組等の状況】

○納税相談事業の中で、困窮状態にある住民については支援担当部署につないでいる。

重点施策5 子ども・若者に対する取組

評価項目	令和6年度までの目標値	令和6年度調査
住民アンケート 相談場所を知っている割合	中学生 50% 高校生 70%	中学生 58.1% 高校生 66.7%
住民アンケート 相談場所として「民間の相談機関」を知っている割合	中学生 50% 高校生 50%	中学生 41.0% 高校生 31.0%
住民アンケート 相談場所として「児童相談所」を知っている割合	中学生 50% 高校生 50%	中学生 36.1% 高校生 31.0%

【具体的な取組等の状況】

○青少年教育事業については、研修会等への参加は行っていたが、天候不良による中止や島外活動への参加を見合わせるケースが見られた。

5. 統計資料及びアンケート調査結果からみえる現状と課題

町の自殺対策全般の状況

- ◇本町の令和元年以降の自殺死亡率は、おおむね国・県の平均を上回っている。
- ◇町の自殺対策の動向としては、令和2年～令和4年は新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、ネットワークづくりや集団活動の取組の一部が中止となった。
- ◇令和5年度以降は、地域の活動や公民館講座等が再度活発になりつつあるが、新たな公民館講座の開設や参加者の増加の取組を行い、地域の活性化と住民の生きがいづくりにつなげることが求められる。
- ◇自殺に対する考えを前回調査と比較すると、「自殺は自分にはあまり関係がない」、「自殺は本人の弱さから起こる」、「自殺は恥ずかしいことである」という考えについて「そう思う」の割合が5%以上減少している。

「自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その背景には様々な社会的な要因がある社会全体の問題であり、誰にでも起こり得るものである」という自殺に関する基本的な認識が浸透してきている状況がうかがえる。
- ◇悩みや問題を誰かに相談しても良いと考える人の割合が高い一方で、「相談すると、相手の迷惑ではないかとためらってしまう」、「悩みやストレスを感じていることを他人に知られたくないと思う」層も一定の割合存在する。

問題を抱えた時は相談しても良い、また相談を受けた人は秘密を守ることが大事であるという周知・啓発や、気軽に相談できる相談窓口や環境づくりが求められる。
- ◇この10年間に本気で自殺をしたいと考えたことがある人の割合は5.9%となっている。
- ◇自殺を考えた理由・原因は、「家庭の問題」が42.3%と最も高く、次いで「病気など健康の問題」が23.9%、「経済的な問題」が19.7%となっている。
- ◇自殺対策の啓発ポスターなどを「見たことはない」割合が23.8%、自殺対策基本法の認知度が30.8%、自死遺族支援について「いずれも知らない」が43.4%と、自殺対策に関する認知度が低く、一層の周知・啓発が求められる。

重点的に対応すべき層の状況

- ◇令和元年～令和5年の自殺者 17 人のうち6人が「男性 60 歳以上無職独居」と特定の層に集中している。
- ◇「地域自殺実態プロファイル 2024」では、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営問題」、「子ども・若者」の4項目が挙げられている。
- ◇生活困窮者、無職者・失業者関連の状況として、生活保護の相談や新規申請がやや増加傾向にある。
- ◇自殺高リスク者層（地域自殺実態プロファイル 2023 で上位5位以内だった層）の幸福度は 5.9 とそれ以外の層と比較してやや低い。
また、悩みやストレスを感じた時に「我慢して時間が経つのを待つ」ことをよくする人の割合が町全体の約2倍（町全体 12.3% 高リスク者層 26.3%）、自殺対策基本法の認知度や自殺対策の啓発ポスター等を見た経験については町全体や他の層と比較して特に低い。自殺高リスク者層は自殺対策に関する制度等をあまり知らず、我慢しようとするために支援の手が届きにくく自殺に至るケースがあると考えられる。

子どもの自殺の状況

- ◇近年、全国的に小中高校生の自殺者数が増加しており、令和4年は 514 人と令和2年の 499 人を超え過去最多となっており、令和4年度の自殺総合対策大綱でも当面の重点施策の一つとして挙げられている。
- ◇自殺対策を含めた国の子ども施策全体の動きとして、令和5年に「こども大綱」を閣議決定し、いじめ、貧困、児童虐待などにさらされている子どもも含めすべての子どもの権利を擁護し幸福に生活できる社会の実現を目指すとしている。
- ◇現行計画期間の取組として、中学校4校すべてで年に1回 SOS の出し方に関する教育を実施している。
- ◇アンケート調査から小学5年生で「友達のこと」、中学2年生、高校2年生では「勉強のこと」に不満・ストレスを抱える生徒が多い。
- ◇悩みやストレスを感じた時には誰かに相談しても良いと考える一方で、自身が悩みやストレスを感じていることは知られたくないと考える傾向があることから、秘密を守る相談者の存在や信頼関係の構築など、相談のハードルを下げる取組が重要となる。
- ◇高校生調査で、「死にたい」と打ち明けられた時にどうすればよいかわからない生徒が 9.5%となっており、男女別でみると女性で 16.7%と特に高い。

第 3 章

自殺対策における取組

第3章 自殺対策における取組

1. 基本理念

国の自殺総合対策大綱の基本理念では、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があるとしています。そして、社会全体の自殺リスク低下に向けて、対人支援、地域連携、社会制度のそれぞれを強力かつ総合的に推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すという考えを示しています。

本町では、自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、次のとおり基本理念を定めます。

一人ひとりの命が輝き、ともに支え合う

誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現

2. 基本方針

本町では、国の自殺総合対策大綱及び鹿児島県第2期自殺対策計画を踏まえ、以下の6項目の「基本方針」を掲げ、これに基づき総合的な自殺対策を推進します。

方針1 生きることの包括的な支援としての推進

方針2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

方針4 実践と啓発を両輪として推進

方針5 関係者の役割の明確化及び関係者の連携・協働の推進

方針6 当事者等の名誉及び生活の平穏への配慮

方針１ 生きることの包括的な支援としての推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進します。

またこの考えは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものです。そのため、SDGsの達成に向けた政策という観点も踏まえ、自殺対策を推進します。

方針２ 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識の共有が重要であることから、多様な分野での支援が自殺対策にもつながるという意識の啓発と、多様な分野の支援がつながり合う連携体制の充実に図ります。

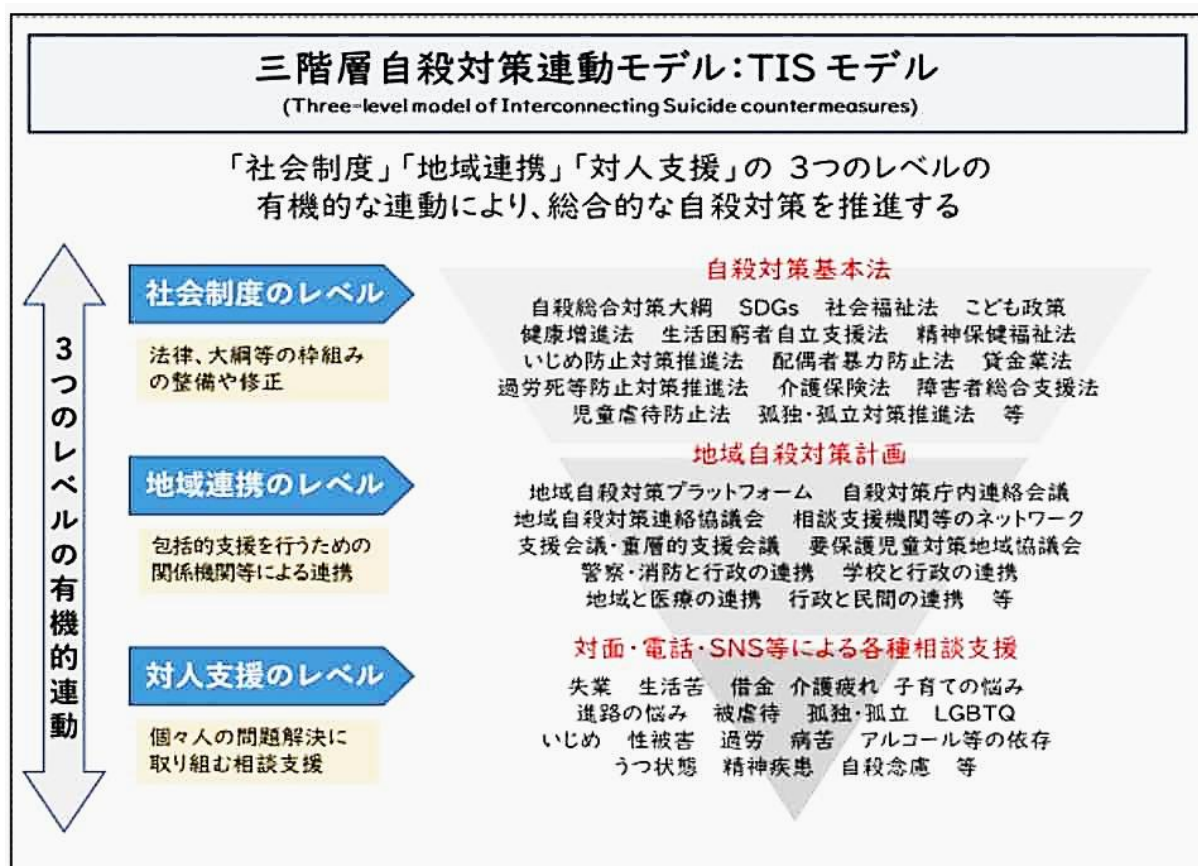
方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスク低下に向けて、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）で地域の自殺対策を推進します。また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」と、それぞれの段階において施策を講じます。

加えて、「自殺の事前対応のさらに前段階での取組」として、学校において児童生徒等を対象としたいわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進にも努めます。

■三階層自殺対策連動モデル：T I Sモデル



出典：「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引き

方針4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、行政や専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

方針5 関係者の役割の明確化及び関係者の連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県や屋久島町及び他市町村、関係団体、民間団体、企業、そして町民一人ひとりが連携・協働して町を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みの構築に努めます。

また、地域においては、町行政、民間団体、相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（保健所等）とのネットワーク化の推進を図ります。

方針6 当事者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしきもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められています。

本町の自殺対策の取組においても、社会の偏見や不当な扱いを防ぎ、当事者やその家族の名誉とプライバシー及び生活の平穏が守られるよう、十分に配慮しながら自殺対策の取組を推進します。

3. 施策の体系

本計画は、国が示す「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての地方公共団体が取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、本町の自殺の現状を分析した「地域自殺対策プロファイル 2023」及び「地域自殺対策プロファイル 2024」において特に取り組むべきとされた「重点施策」、そして自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から本町の既存の様々な事業・取組を自殺対策の視点で取りまとめた「生きる支援」に関連する事業」で構成されます。

令和5年に改訂された「地域自殺対策政策パッケージ」では第1期計画策定時に基本施策として示されていた「生きることの促進要因への支援」が廃止され、その内容をより細分化した「自殺未遂者等への支援の充実」、「自死遺族等への支援の充実」の2項目が新たに追加されました。

本町においても、改訂版「地域自殺対策政策パッケージ」に基づき、「(4) 生きることの促進要因への支援」を廃止し、「(4) 自殺未遂者等への支援の充実」、「(5) 自死遺族等への支援の充実」の2項目を追加することとします。

基本理念

一人ひとりの命が輝き、ともに支え合う、
誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現

基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 自殺未遂者等への支援の充実【新規】
- (5) 自死遺族等への支援の充実【新規】
- (6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- (1) 高齢者に対する取組
- (2) 生活困窮者に対する取組
- (3) 勤務・経営問題に関する取組
- (4) 無職者・失業者に対する取組
- (5) 子ども・若者に対する取組

「生きる支援」に関連する事業

4. 基本施策

基本施策は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基本的な施策であり、地域の自殺の状況に関わらず、あらゆる地域の住民がそれらの取組を通じた支援を受けられるよう、自殺対策基本法の趣旨を踏まえて、全ての地方公共団体で実施されるべき施策として定められています。

本町では、国の示す「地域自殺対策政策パッケージ」に基づき、6分野の基本施策に取り組めます。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。

自殺の多くは、家庭や学校、職場問題、健康問題などの様々な要因が関係していることから、地域の多様な支援者や関係機関が連携・協力して、実効性のある施策を推進していくことが必要です。そのため、行政だけではなく、自殺対策に係る様々な関係機関等との連携を図り、ネットワークの強化を推進します。

【直接的な自殺対策としての取組方針】

- 自殺対策推進本部及び自殺対策推進協議会を中心として、地域における自殺予防のネットワークの構築と情報共有を行い、町全体での自殺対策の取組を推進します。
- 自殺が心配される人が発見された場合は、関係各課や関係機関等が連携し、速やかに支援につなげます。

【自殺に至る様々な危機経路に対する取組方針】

- 精神障害者、高齢者、女性といった各分野のネットワーク及び関係団体への支援や、民生委員・児童委員による町全体の見守り体制への支援など、町内の多様なネットワークの強化に取り組みます。
- 困りごとを抱えた人を発見した際に速やかに公的な支援につながるように、各分野のネットワークに対し、公的な支援に関する相談窓口等の情報提供を行います。

担当課	事業名	内容
福祉支援課	自殺対策推進本部	庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策を総合的かつ効果的に推進する。
	自殺対策推進協議会	関係部署、関係機関等で構成され、自殺対策に向けた連携の強化を図り、地域社会全体での取組を推進する。
	民生委員・児童委員相談支援事業	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施。

担当課	事業名	内容
福祉支援課	精神保健家族支援事業（精神障がい者家族向け講演会・交流会）	精神障害者がいる家族向けの講演会・家族交流会。 家族同士の交流に加え、ニュースポーツや、福祉団体及び民生委員等の関係者も含めた交流会など多様な活動に取り組む。 参加者増加のために、参加しやすい活動とするための内容の検討や周知を図る。
産業振興課	農業アドバイザー配置事業	アドバイザーが生産から流通・加工までの幅広い視点から指導・助言を行う。
	中小企業資金融資事業	・ 低利の融資あっせん ・ 中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成 ・ 信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 ・ 特定中小企業者の認定事業者に対する倒産防止の為の特別助成の補給 ・ 経営支援融資（災害緊急）を利用した事業者に対する助成金の補給
社会教育課	女性教育活動推進事業	（１）町女性団体連絡協議会の活動を支援し、社会参加や地域づくりの推進を図る。 （２）県等が主催する女性リーダー研修・生涯学習リーダー研修等への参加を要請する。 （３）女性の生活、教養、文化の向上を図るため、女性団体の活動を支援する。
	子ども会育成事業	子ども会の組織の活性化、活動の充実を図るため、各会の役員、リーダーの育成に努める。 参加者が少ない活動が見られることから、より計画的で丁寧な運営に努める。 （１）主体的な子ども会活動の推進（モデル地区活動） （２）育成者、子ども会リーダーへの研修会及び安全教育の実施
健康長寿課	高齢者支援会議	高齢者が住み慣れた地域で自立し、社会参画しながら安心して暮らせる地域社会実現のために、集落における高齢者支援体制を整備する。
	ともに語ろう会（高齢者施策推進会議）	地域課題の検討と解決に向けた協議及び明確化された課題に対して町全体として必要な施策の立案等の協議を行う。
	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。
	高齢者見守りネットワーク事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成し、ケース会議を開催して、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。

【評価指標】

評価項目	現状値	令和11年度までの目標値
自殺対策推進本部会議の開催	令和6年度 実施	1回以上/年
自殺対策推進協議会の会議の開催	令和6年度 実施	1回以上/年

【関係機関の取組】

関係機関の取組内容
【幼保小中高校】 幼保小中高校連携、校区成年育成会議、コミュニティスクール、校区生活指導連絡会、教育支援センター（南部・北部）との連携、学校関係者評価委員会、学校運営委員会、民生委員と語る会 【民生委員児童委員協議会】 高齢者支援会議、連絡会（宮之浦校区）、保健所との連携 PTA・警察・区長との地域ネットワーク会議（岳南校区、神山校区、安房校区） 【地域包括支援センター】 多職種会議（困難事例に対し各種専門職が問題解決について話し合い、連携、ネットワーク形成を図る）、高齢者支援会議（各集落で課題協議、集落内の連携を図る）、 個別ケース会議（困難事例について関係者で問題解決について話し合う） 【警察署】 巡回連絡活動等 【司法書士】 司法書士相談センター、鹿児島県消費生活センター等との情報交換、法テラスや鹿児島県消費者センター等関連団体（消費者問題・経済的困窮者向け）との連携・協同による対応 【保健所】 精神保健福祉関係者連絡会、自殺未遂者支援ネットワーク会議の開催、地域移行・地域定着推進会議、自殺未遂者支援事業 【教育委員会】 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置 【基幹相談支援センター】 屋久島町自立支援協議会

基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱え、自殺のリスクが高い人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を充実させることが必要です。

町民や様々な分野の関係者に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

【直接的な自殺対策としての取組方針】

○自殺対策を支える人材の育成に向けて、ゲートキーパー養成研修や心の悩みに関する研修等を行います。

【自殺に至る様々な危機経路に対する取組方針】

○各種相談窓口での相談対応に従事する職員や地域の人材等に対し、相談対応に関する研修を行うとともに、困りごとに気づき支援につなげる意識の向上を図ります。

○地域の様々な分野の人材育成・リーダーの育成に取り組み地域活動の活性化を推進することで、地域住民の孤立を防ぐとともに、生きることの促進要因の充実を図ります。

担当課	事業名	内容	再掲
総務課	職員の研修事業	研修の中でコンプライアンスやコンプライアンスケーススタディについても学習し、窓口での相談対応のスキルの充実を図る。 今後はハラスメント研修についても実施する。	
福祉支援課	民生委員・児童委員相談支援事業	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施 ゲートキーパー養成研修を実施し、民生委員・児童委員のゲートキーパーとしての相談・連携能力の充実を図る。	●
	保護司会支援事業	地域の保護司会の健全な運営を図るため、保護司会に対し補助金を支給する。	
	家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、寄り添い、支援を行う家庭児童相談員を配置する。	
教育総務課	SOSの受け止め方に関する研修	教職員等を対象とした児童生徒のSOSの受け止め方に関する研修を行う。	
社会教育課	生涯学習事業	生涯学習のきっかけづくり、生きがいづくりとして、町民の希望等に応じて毎年度4種程度の講座を開設し、学習機会の提供や支援を行う。 町民が参加しやすい事業実施に向けて、内容の再検討、講師との連携、町民への周知を行い、積極的な参加者募集に努める。	
	青少年教育事業 (町子連活動の一部)	県子連主催による、青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る各種講習会への参加要請(ジュニアリーダー研修会・交流大会等)	
	青少年対策事業	・青少年問題協議会の開催 ・青少年育成地区委員会への補助金交付・研修会講師派遣等	

担当課	事業名	内容	再掲
社会教育課	各種補助金交付事業	(1) 町子ども会育成連合協議会補助金:子ども会活動の充実を図る。 (2) 高校生クラブ補助金:高校生クラブ活動の活性化を図る。 (3) 家庭教育学級補助金:町内各小中学校及び幼稚園等における家庭教育学級の充実を図る。	
	女性教育活動推進事業	(1) 町女性団体連絡協議会の活動を支援し、社会参加や地域づくりの推進を図る。 (2) 県等が主催する女性リーダー研修・生涯学習リーダー研修等への参加を要請する。 (3) 女性の生活、教養、文化の向上を図るため、女性団体の活動を支援する。	●

【評価指標】

評価項目	現状値	令和11年度までの目標値
【職員の研修事業】 新任研修や年数回実施する職員研修のプログラムとして、講師を招聘し職員への啓発、意識改革を図る。 併せて、個々の現状の精神状況等を確認しながら、福利厚生を担当する部署として改善策を検討し実施していく。	令和5年度 7回開催	5回以上/年
【民生委員・児童委員相談支援事業】 ゲートキーパー養成研修受講人数	37名参加	40人以上/年

【関係機関の取組】

関係機関の取組内容
【幼保小中高校】 県スクールカウンセラー派遣事業（年5回）、町スクールソーシャルワーカー派遣（週1回）、校内研修、教育相談担当者等研修会、SOSの出し方（受け止め方）に関する教育研修会
【司法書士】 社会貢献活動の養成研修会の実施（テーマ「経済的困窮者支援～司法書士としてできること～」） ＊県司法書士会主催
【地域包括支援センター】 職員の研修会等（精神保健や対人技術のスキルアップがテーマ）への参加
【警察署】 各種会議 セミナー等への参加
【保健所】 若年層向けの人材養成研修（教員、保護者等向けのSOSの受け止め方教育等）、 民生委員等研修会
【教育委員会】 スクールソーシャルワーカー研修会（県主催）への派遣
【基幹相談支援センター】 「子どものSOSの受け止め方講座」、「伴走型支援講座」（町・保健所共催）

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが必要であるということが、社会全体の共通認識となるよう、積極的に周知・啓発を行っていきます。

また、自殺を考えている人は何らかのサインを発しています。地域、職場、学校等において、サインを発している本人やサインに気づいた周りの人が、気軽に悩みを相談できる窓口の周知活動を徹底し、早い段階で支援につなげていけるよう体制を整えます。

【直接的な自殺対策としての取組方針】

○公共施設への啓発物の設置や町内放送等の様々な手段を活用し、自殺対策に関する取組や自殺予防の意識に関する周知・啓発を行います。

○悩みに関する相談窓口の周知を行います。また、「悩みを相談してもよい」、「相談することは恥ずかしいことではない」という意識の定着に向けて、悩みや相談に関する周知・啓発や相談しやすい窓口づくりに取り組みます。

担当課	事業名	内容	再掲
福祉支援課	精神保健家族支援事業（精神障がい者家族向け講演会・交流会）	精神障害者がいる家族向けの講演会・家族交流会 家族同士の交流に加え、ニュースポーツや、福祉団体及び民生委員等の関係者も含めた交流会など多様な活動に取り組む。 参加者増加のために、参加しやすい活動とするための内容の検討や周知を図る。	●
	自殺に関する啓発物の設置・配付 【新規】	国・県等の作成した自殺予防に関するポスター、リーフレット等の啓発物の、役場及び公共施設等への設置を行う。	
	自殺予防に関する啓発 【新規】	自殺対策強化月間（3月）等に、町内の定時放送で自殺予防に関する周知・啓発放送を行うなど、自殺予防に関する周知・啓発を行う。	
	心の健康相談事業	「心理カウンセラーによる心の健康相談の場」の設置	
社会教育課	公民館講座事業	各集落内において公民館を拠点として地域の文化・伝統・郷土理解等の講座を開設するほか、集落内における特技・技能を活かした講師の活躍の場を提供する。 また、各集落の講座が新規開設・充実するよう、支援に努める。	
	図書館の管理事業	・住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・おはなし会等の開催など教育サービスの提供 おはなし会については読書ボランティアの確保や開催の周知等、より良い開催形態の検討を行う。 ・自殺に関する啓発ポスター等の設置を行う。	

【評価指標】

評価項目	現状値	令和11年度までの目標値
【自殺予防に関する啓発】 町内の定時放送で自殺予防に関する周知・啓発放送を実施	年1回	年1回以上実施
【自殺予防に関する啓発】 自殺対策の啓発物を見たことがある住民の割合	69.6% (令和6年度住民意識調査)	80.0%

【関係機関の取組】

	関係機関の取組内容
講演会やイベント相談窓口	【司法書士】 固定面談相談会（各事務所）、無料相談会（南部、北部で交互に開催） 【民生委員児童委員協議会】 声掛け・見守り（毎月曜日）、関係機関（福祉事務所、保健所、地域包括支援センター）へつなぐ 【警察署】 PTA主催教育講演会等 【地域包括支援センター】 包括的支援事業の総合相談支援業務を通じて高齢者の相談に応じている 【保健所】 電話・来所相談（随時） 専門医による精神保健福祉相談の実施（隔月）、 自殺未遂者支援事業（面接・訪問、リーフレット配付等） 【教育委員会】 人権教育研修会（年1回）開催 【基幹相談支援センター】 「誰もが活躍できる地域づくり講座」（町・保健所共催）
ストレス対処法や心の健康づくりの知識の普及啓発	【幼保小中高校】 ストレスマネジメントの育成 【民生委員児童委員協議会】 地域交流サロン（地域によって） 【保健所】 自殺予防週間・自殺対策強化月間におけるチラシやポスター掲示

基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂の経験は、自殺の最大のリスクファクターとされていることから、自殺企図に至った背景にある様々な課題の解決を図ることで、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことが重要となります。多様な機関が連携し自殺未遂者の把握・支援を行うことで再度の自殺企図を防ぎます。

【直接的な自殺対策としての取組方針】

- 町単独での自殺未遂者の把握は困難であることから、保健所及び病院、警察・消防等の関係機関等と連携し、自殺未遂者の把握に努めます。
- 関係機関等が把握する自殺未遂者に関する情報の提供には本人の同意が必要であることから、自殺未遂者本人に情報提供に同意してもらえるように、公的支援につながることのメリットや当事者の秘密が守られる旨などを関係機関から自殺未遂者本人に対し説明してもらえよう、協力を要請します。
- 自殺未遂者に対して、その抱える課題ごとにきめ細やかな支援を行うことで再度の自殺企図を防ぎます。

【様々な分野の対人支援強化に関する取組方針】

- 地域の見守りや困窮者支援など、問題を抱えた人への支援体制を充実することで、自殺未遂者が再度の自殺企図に至る前に支援につながりうる環境の構築を図ります。

担当課	事業名	内容	再掲
福祉支援課	民生委員・児童委員 相談支援事業	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施 ゲートキーパー養成研修を実施し、民生委員・児童委員のゲートキーパーとしての相談・連携能力の充実を図る。	●
	生活保護施行に関する支援事業	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	
	生活保護各種扶助 支援事業	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	
	精神保健家族支援 事業（精神障がい 者家族向け講演会・ 交流会）	精神障害者がいる家族向けの講演会・家族交流会 家族同士の交流に加え、ニュースポーツや、福祉団体及び民生委員等の関係者も含めた交流会など多様な活動に取り組む。 参加者増加のために、参加しやすい活動とするための内容の検討や周知を図る。	●
	心の健康相談事業	「心理カウンセラーによる心の健康相談の場」の設置	●

【関係機関の取組】

関係機関の取組内容
【警察署・消防】 自殺未遂事例発生時の保健所への連絡 【保健所】 自殺未遂者支援事業 【医療機関】 自殺未遂事例発生時の保健所への連絡、支援の説明と同意確認

基本施策5 自死遺族等への支援の充実

自殺対策基本法第1条では、自殺防止を図るとともに、「自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として掲げており、同第9条においては、自殺者等の親族の名誉や平穏に十分に配慮することとしています。その重要性を踏まえ、自死遺族の精神的負担の軽減に努めます。

【自死遺族等への取組方針】

- 自死遺族支援に関する活動等の情報提供を行います。
- 鹿児島県等による自死遺族支援関連の研修等を利用し、職員の自死遺族支援に関する知識と対応能力の習得に取り組みます。
- 個人情報保護の観点や、自死遺族が他人に知られたくない、あるいはそっとしてほしいと思う場合への配慮の必要性から、支援者側からの積極的な自死遺族の把握は課題が伴います。地域住民や様々なネットワーク等の広い範囲に対して、自死遺族支援のみならず一般的な心の悩みや困りごとなど各種相談窓口の周知を行うことで、自死遺族が相談や支援の存在を知る機会を増やし、必要に応じて支援につながりやすい環境の形成を目指します。

担当課	事業名	内容	再掲
福祉支援課	自死遺族の当事者団体に関する情報提供	窓口対応や各種相談支援業務において、鹿児島県内で活動する自死遺族の当事者会に関する情報提供を行います。	
	心の健康相談事業	「心理カウンセラーによる心の健康相談の場」の設置	●

【関係機関の取組】

関係機関の取組内容
【保健所】 電話・来所相談（随時）

【評価指標】

評価項目	現状値	令和11年度までの目標値
【自死遺族支援の認知度】 「無料電話相談」の認知度	24.2% （令和6年度住民意識調査）	37.0% （約1.5倍）
【自死遺族支援の認知度】 「行政の窓口（心のケア、生活支援、子育てなどについて）」の認知度	22.7% （令和6年度住民意識調査）	35.0% （約1.5倍）

基本施策6 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、困難やストレスに直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいのかの具体的かつ実践的な教育を行い、問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるように取り組みます。

【直接的な自殺対策としての取組方針】

- 問題を抱えた時に助けを求めて良いということや、誰にどうやって助けを求めるかの具体的な方法を学ぶ「ＳＯＳの出し方教育」を推進します。
- 教職員等に対する「ＳＯＳの受け止め方」に関する研修の実施やスクールカウンセラー等の専門職の活用を図り、児童生徒のＳＯＳを受け止め、問題の解決につなげることができる体制の整備を図ります。
- 児童生徒に対して、自殺予防に関する周知・啓発を行います。

【自殺に至る様々な危機経路に対する取組方針】

- 児童生徒及び保護者向けの相談窓口の充実や、子どもの居場所づくりに取り組み、子どもが孤立することなく安心して成長できる環境の整備を図ります。

担当課	事業名	内容	再掲
福祉支援課	民生委員・児童委員相談支援事業	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施 ゲートキーパー養成研修を実施し、民生委員・児童委員のゲートキーパーとしての相談・連携能力の充実を図る。	●
教育総務課	心理カウンセラーによる相談事業	未就学児・子育てに関する相談	
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	
	ＳＯＳの出し方教育事業	児童生徒を対象としたＳＯＳの出し方教育を行う。	
	ＳＯＳの受け止め方に関する研修	教職員等を対象とした児童生徒のＳＯＳの受け止め方に関する研修を行う。	●
	屋久島教育支援センターの運営 【新規】	様々な理由で登校したくてもできない小・中学校の児童生徒が、在籍校へ復帰できるよう支援を行う施設。相談支援や基礎的な学習等を行う。	

【評価指標】

評価項目	現状値	令和11年度までの目標値
【SOSの出し方教育事業】 SOSの出し方講座の開催	町内中学校全4校で 1回ずつ実施	町内中学校全4校で 毎年1回ずつ実施

【関係機関の取組】

関係機関の取組内容
【幼保小中高校】 「いじめ問題を考える週間」の実施、あいさつ運動保護者との教育相談、 小学校における県スクールカウンセラーによる「SOS」の出し方の授業の実施（3年生以上の児童対象）、 心の教育推進委員会での情報共有、「学校たのしーと」における児童の実態把握（年6回） 児童アンケートによる自尊感情・自己肯定感等の把握（学期1回） 校内研修、教育相談担当者等研修会、SOSの出し方（受け止め方）に関する教育研修会 構成的グループエンカウンターによる学級（仲間）づくり、 道徳や学級活動で命や心について考える事業の実施 【民生委員児童委員協議会】 関係機関との連携・情報共有、発達の特性や不登校等の悩み相談、「いじめ」についての相談 【警察署】 非行防止教室（チームティーチング教室）、薬物乱用防止教室 【司法書士】 小学生のための法律教室、高校生のための消費者教育教室（各学校の希望に基づく実施） 【保健所】 自殺予防週間・自殺対策強化月間におけるチラシ配布とポスター掲示、若年層向けの人材養成研修（教員、保護者等向けのSOSの受け止め方教育等） 【教育委員会】 子供のこころのSOS相談事業の推進 【基幹相談支援センター】 不登校・ひきこもり家族交流会（保健所共催）

5. 重点施策

「重点施策」は、自殺総合対策大綱において「当面の重点施策」とされた事項並びに本町における自殺実態を踏まえて特に力点を置いて取り組むべき施策内容を示すものです。「基本施策」の実施を通じて地域の自殺対策の基盤を整備・強化するとともに、「重点施策」として本町において特に力を入れて支援に取り組むべき対象層とその支援策を定めることで、より効果的な自殺対策の推進を図ります。

本町では、「地域自殺実態プロファイル 2024」において推奨された「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」、「子ども・若者」の4分野に加え、第1期計画及び「地域自殺実態プロファイル 2023」において重点分野とされていた「無職者・失業者」を含めた5分野を重点施策と定め、自殺予防の観点からの取組に努めます。

重点施策1 高齢者に対する取組

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに閉じこもりや抑うつ状態となりやすいことから、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。

また、今後ますます高齢化が進むことで家族や地域との関係の希薄化の進行や、社会的な孤立に悩む高齢者が一層増加することが考えられます。

このため、行政だけでなく関係機関や民間団体等と連携し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加の強化など、高齢者が生きがいを感じることができる地域づくりに取り組み、様々な機会を通して地域での気づきや見守りを推進していきます。

【高齢者の危機経路に対する取組方針】

○地域自殺実態プロファイルで、高齢者の自殺の主な危機経路として、失業・退職や死別・離別をきっかけにしてうつ状態に陥ることが示唆されています。高齢であることに加え社会生活に変化があってもうつ状態に陥ることが無いよう、高齢者を地域で見守り、支援する取組を推進します。

○高齢者やその家族が孤立することなく地域で生活できるよう、居場所づくりや社会参加の強化などの取組を推進します。

担当課	事業名	内容	再掲
健康長寿課	高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談室において初期段階から継続して相談支援を行う。また、課題解決のためのネットワークの構築のために、民生委員・児童委員や区長、ボランティア等との連携の強化に努める。	
	家族介護者交流会事業	介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。その中で、介護技術の研修会も実施する。	
	高齢者支援会議	高齢者が住み慣れた地域で自立し、社会参画しながら安心して暮らせる地域社会実現のために、集落における高齢者支援体制を整備する。	●
	ともに語ろう会（高齢者施策推進会議）	地域課題の検討と解決に向けた協議及び明確化された課題に対して町全体として必要な施策の立案等の協議を行う。	●
	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	●
	認知症カフェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	
福祉支援課	高齢者見守りネットワーク事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成し、ケース会議を開催して、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	●
	老人クラブ活動の支援【新規】	老人クラブが主体的に取り組む地域ボランティア活動や交流会、研修会などの活動費用に対し補助することにより、地域における生きがい支援活動の促進を図る。	

【評価指標】

評価項目	現状値	令和11年度までの目標値
【高齢者への総合相談事業】 北部・南部地域包括支援センターでの 延べ相談件数	1,642 件 (令和2年度～令和5年度 4か年合計)	数値目標の設定なし※ (相談支援体制を維持)
【家族介護者交流会事業】 家族介護者交流会の開催	5回/年	5回/年
【高齢者支援会議】 取組集落数	17 集落	20 集落
【ともに語ろう会（高齢者施策推進会議）】 会議の開催	1回/年	1回以上/年

※一部の事業については、事業の性質上、数値の増減が状況の改善・悪化を直接的に示すものではなく数値目標の設定には適さない。そのため、数値での目標設定は行わず事業の継続的な実施を目標とする。ただし、各年度の状況把握のために件数の把握を行う観点から評価指標として計上する。

重点施策２ 生活困窮者に対する取組

生活困窮者の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行われる必要があります。

そのため、各相談機関との連携により、生活困窮に陥った人への相談支援と、そのために必要となる人材育成の推進に取り組みます。

【生活困窮者の危機経路に対する取組方針】

- 生活困窮者が自殺に追いやられることなくその生活を再建できるよう、困窮者支援制度の適切な実施と、困窮者を把握し必要な支援につなげる体制の整備に努めます。
- 生活困窮者のうち、特に自殺リスクが高いと思われる人や福祉的な支援が必要な人に関しては、速やかに担当部署につながるよう、職員に対し自殺予防に関する周知を行うとともに連携体制の強化に取り組みます。
- 課題を抱えた人が支援を利用できるよう、地域住民に向けて、生活困窮及び関連分野の支援制度に関する周知・広報を行います。

担当課	事業名	内容	再掲
総務課	職員の研修事業	研修の中でコンプライアンスやコンプライアンスケーススタディについても学習し、窓口での相談対応のスキルの充実を図る。 今後はハラスメント研修についても実施する。	●
町民課	納税相談事業	住民から納税に関する相談を受け付ける。 納税状況や納付相談の内容に応じて、必要な情報共有を行い、個別の状態に則した納税案内や関係課へのつなぎを行う。	
福祉支援課	生活保護施行に関する支援事業	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	
	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	自立相談支援	
	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	
	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給	
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成	
	母子生活支援施設措置事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	

担当課	事業名	内容	再掲
福祉支援課	母子家庭等自立支援給付金事業	(1) 自立支援教育訓練給付金：ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2) 高等職業訓練促進給付金等：ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 (3) 高卒認定試験受講修了時等給付金：ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座も可）を受けた場合、修了時に受講費用の2割（上限10万円）を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割（計6割、上限15万）を支給する。	
健康長寿課	高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談室において初期段階から継続して相談支援を行う。また、課題解決のためのネットワークの構築のために、民生委員・児童委員や区長、ボランティア等との連携の強化に努める。	●
	家族介護者交流会事業	介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。その中で、介護技術の研修会も実施する。	●

【評価指標】

評価項目	現状値	令和11年度までの目標値
【生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）】 生活困窮者自立支援事業相談件数	令和2年度～令和5年度 平均2件	数値目標無し（※）
【母子家庭等自立支援給付金事業】 高等職業訓練促進給付金等制度の周知を図り利用者の拡充に努める。	令和2年度～令和5年度 0名利用	数値目標無し（※）

※一部の事業については、事業の性質上、数値の増減が状況の改善・悪化を直接的に示すものではなく数値目標の設定には適さない。そのため、数値での目標設定は行わず事業の継続的な実施を目標とする。ただし、各年度の状況把握のために件数の把握を行う観点から評価指標として計上する。

重点施策3 勤務・経営問題に関する取組

国は、家庭、身体、育児・介護といった個々人それぞれの状況に応じた多様な働き方が選択できる社会の実現を目指し、働き方改革を推進してきました。

こうした働き方改革にかかる国の動向を踏まえ、本町においても地域の商工会、農業従事者等の関係者と連携し、経営者及び労働者の勤務・経営問題による自殺リスクの低減に努めます。

【勤務・経営問題の危機経路に対する取組方針】

○働き方改革や人間関係の改善、ハラスメント防止に関する周知・啓発を推進し、働きやすい環境の整備に努めます。

○本町の産業・就労構造の特徴を踏まえながら、中小企業や農業従事者への経営支援による経営者の負担軽減と職場環境の改善に努めます。

担当課	事業名	内容	再掲
産業振興課	家族協定の推進事業	家族協定を締結し、農業経営における役割分担を明確にする。	
	農業次世代人材投資事業	関係機関でチームを構成し、経営・資金・農地等幅広い視点から指導・助言を行う。	
	認定農業者制度	関係機関でチームを構成し、認定へ向けた指導・助言を行う。	
	農林漁業後継者修学資金貸与事業	農林水産業自営者として修学、研修しようとする者に修学研修費を貸与する。(10年間農林漁業後継者として自家経営に従事した場合は免除を受けることができる。)	
	農林漁業後継者育成資金貸付事業	農林漁業後継者育成のため、住宅、農林漁業機械器具取得、結婚、種苗購入等に要する費用の一部を無利子で貸し付ける。	
	中小企業資金融資事業	・ 低利の融資あっせん ・ 中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成 ・ 信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 ・ 特定中小企業者の認定事業者に対する倒産防止の為の特別助成の補給 ・ 経営支援融資（災害緊急）を利用した事業者に対する助成金の補給	●
総務課	職員の健康管理事業	職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導（職員相談室、職員共済組合、労災病院勤労者予防医療センター）	

【評価指標】

評価項目	現状値	令和11年度までの目標値
【中小企業資金融資事業】 商工業安定資金貸付（町制度無利子貸付）	令和2年度～令和5年度 平均4件	4件

重点施策4 無職者・失業者に対する取組

「令和4年中の自殺の状況」（厚生労働省 全国データ）によると自殺者全体に占める無職者の割合は53.8%と過半数を占めるなど、失業は自殺の重大なリスク要因の一つです。

無職や失業に至った背景は、社会経済状況や雇用環境の悪化のほか、心身面の課題や障害、職場の人間関係から就労が困難になるなど、社会や個人の状況によりさまざまであることから、そうした状況を踏まえて、丁寧な対応に取り組めます。

【無職者・失業者の危機経路に対する取組方針】

○無職・失業の状態から生活苦や孤立につながり自殺に至るケースがあることを踏まえ、就労支援や生活安定の支援に取り組めます。

担当課	事業名	内容	再掲
町民課	納税相談事業	住民から納税に関する相談を受け付ける。 納税状況や納付相談の内容に応じて、必要な情報共有を行い、個別の状態に則した納税案内や関係課へのつなぎを行う。	●
福祉支援課	生活保護施行に関する支援事業	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	●
	生活保護各種扶助支援事業	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	
	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	自立相談支援事業	●
	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	●
	障害者の就労支援に関する事業	就労継続支援A型・B型、就労移行支援、就労定着支援の給付	

【評価指標】

評価項目	現状値	令和11年度までの目標値
【納税相談事業】 住民から納税に関する相談を受け付け、必要がある場合に福祉事務所へつなぐ。	令和2年度～令和5年度 平均2件	4件/年

重点施策5 子ども・若者に対する取組

子ども・若者は、抱える悩みは多様であり、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージなども異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

深刻な課題であるいじめの問題や生活困窮世帯が抱える様々な問題は、子どもや若者の自殺のリスクを高める要因にもなりかねないことや、児童生徒及び学生だけでなく若者の就労、生活支援に関わる支援も必要となることから、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携して、きめ細かな支援に取り組みます。

【子ども・若者の危機経路に対する取組方針】

- 子どもに対する命や SOS の出し方に関する教育の推進と、相談窓口や子どもの居場所等の確保、問題を抱える家庭への支援に取り組み、子どもが安心して生活できる環境を目指します。
- 子どもが安心して過ごし様々な活動を行うことで、安心感を持って地域社会とつながることが出来る子どもの居場所づくりに取り組みます。
- 子どもの成育環境の安定に向けて、ひとり親や生活困窮世帯など、課題を抱えやすい世帯への支援の充実に取り組みます。
- 若者の就労支援や職場環境の改善といった労働環境の改善、男女共同参画の推進による男女間のハラスメント防止など、若者が自殺に至る様々な経路のリスク軽減に努めます。

担当課	事業名	内容	再掲
教育総務課	青少年教育事業 (町子連活動の一部)	県子連主催による、青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る各種講習会への参加要請(ジュニアリーダー研修会・交流大会等)	●
	青少年対策事業	・ 青少年問題協議会の開催 ・ 青少年育成地区委員会への補助金交付・研修会講師派遣等	●
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	●
	SOSの出し方教育事業	児童生徒を対象としたSOSの出し方教育を行う。	●
	SOSの受け止め方に関する研修	教職員等を対象とした児童生徒のSOSの受け止め方に関する研修を行う。	●
	屋久島教育支援センターの運営 【新規】	様々な理由で登校したくてもできない小・中学校の児童生徒が、在籍校へ復帰できるよう支援を行う施設。相談支援や基礎的な学習等を行う。	●

担当課	事業名	内容	再掲
社会教育課	子ども会育成事業	子ども会の組織の活性化、活動の充実を図るため、各会の役員、リーダーの育成に努める。 参加者が少ない活動が見られることから、より計画的で丁寧な運営に努める。 (1) 主体的な子ども会活動の推進（モデル地区活動） (2) 育成者、子ども会リーダーへの研修会及び安全教育の実施	●
福祉支援課	障害児支援に関する事業	・ 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・ 障害児相談支援	
	心の健康相談事業	「心理カウンセラーによる心の健康相談の場」の設置	●
	母子保健推進員活動支援事業	自主活動（子育てサロンつわんこ・どんぐりころころ）の開催などを支援する。	
	学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。	
	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業を支援することで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図る。	
	母子家庭等自立支援給付金事業	(1) 自立支援教育訓練給付金：ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2) 高等職業訓練促進給付金等：ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 (3) 高卒認定試験受講修了時等給付金：ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座も可）を受けた場合、修了時に受講費用の2割（上限10万円）を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割（計6割、上限15万）を支給する。	●
産業振興課	母子生活支援施設措置事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	●
	家族協定の推進事業	家族協定を締結し、農業経営における役割分担を明確にする。	●
総務課	農林漁業後継者育成資金貸付事業	農林漁業後継者育成のため、住宅、農林漁業機械器具取得、結婚、種苗購入等に要する費用の一部を無利子で貸し付ける。	●
総務課	職員の健康管理事業	職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導（職員相談室、職員共済組合、労災病院勤労者予防医療センター）	●

【評価指標】

評価項目	現状値	令和11年度までの目標値
【町民アンケート】 相談場所を知っている割合	中学生 58.1% 高校生 66.7% (令和6年度小・中・高 校生意識調査)	中学生 70%以上 高校生 80%以上
【町民アンケート】 相談場所として「民間の相談機関」を知っている 割合	中学生 41.0% 高校生 31.0% (令和6年度小・中・高 校生意識調査)	中学生 50%以上 高校生 50%以上
【町民アンケート】 相談場所として「児童相談所」を知っている割合	中学生 36.1% 高校生 31.0% (令和6年度小・中・高 校生意識調査)	中学生 50%以上 高校生 50%以上

6. その他の「生きる支援」に関する施策

第3章 「基本方針1 生きることの包括的な支援としての推進」にて述べたように自殺対策は、自殺防止や遺族支援といった自殺に直結する取組のみで成立するわけではありません。

労働問題、健康問題などの自殺に至るまでの様々な経路でそれぞれの課題を解消することで、自殺に至るよりもっと早い段階で自殺リスクを低減することができます。

町内関係機関による多様な取組を「生きる支援」の観点から整理し、自殺対策としても推進することで「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」の実現を目指します。

担当課	事業名	事業内容と 自殺対策としての取組	基本施策					重点施策				
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発と周知	自殺未遂者等支援	自死遺族等支援	児童生徒のSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	無職者・失業者
産業振興課	地域産業の育成・発展（経営者支援セミナー等）	商工会と連携した経営者支援セミナーや、中小企業経営基盤強化事業の実施等を行う。 【自殺対策として】 セミナーにおいて、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性和重要性を訴える機会とし得る。								●	●	
	商工相談（専門家の派遣）	中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスをを行い事業者の経営力の向上を図る。 【自殺対策として】 経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。	●								●	
健康長寿課	介護給付に関する事務	・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援 ・相談支援 【自殺対策として】 介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。							●	●		

担当課	事業名	事業内容と 自殺対策としての取組	基本施策					重点施策				
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	自殺 未遂者 等支援	児童 生徒の SOS	高齢 者	生活 困窮者	勤務・ 経営	無職者・ 失業者	子ども・ 若者
健康 長寿課	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談 【自殺対策として】 介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）にもつながる。	●		●			●	●			
	地域包括支援 センターの運 営	ケア会議の開催 【自殺対策として】 地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する。関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	●					●	●			
	第1号訪問・ 通所・生活支 援事業・一般 介護予防支援 事業	・基本チェックリスト該当者・要支援1・要支援2の者に対し、介護サービスを提供する ・誰でも参加できる集いの場の提供 【自殺対策として】 介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となり得る。	●					●	●			
	地域ボラン ティア養成講座	地域住民を対象に、介護予防運動の指導者養成講座を開催することで、各地区単位で実施している介護予防（転倒予防）教室を指導できる人材を育成する。 【自殺対策として】 指導者となる住民にゲートキーパー養成研修の受講を推奨し、自殺のリスクに対する気づきの力を高めてもらうことにより、教室参加者の中に自殺リスクがあると見られる人がいた場合には、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる。	●	●				●	●			

担当課	事業名	事業内容と 自殺対策としての取組	基本施策					重点施策					
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	自殺未遂者等支援	自死遺族等支援	児童生徒のSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	無職者・失業者	子ども・若者
健康長寿課	在宅医療介護 連携推進事業	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする委員会を開催し、協議を行う。 【自殺対策として】 推進委員会での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等について議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策（生きることの包括的支援）を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。	●						●	●			
	障害福祉サービス	障害福祉サービス利用計画の作成、通所支援、福祉相談実施 【自殺対策として】 生活困窮者には、身体障害、精神疾患等の障害も背景にあることから、サービスの利用を通し、障害者（児）やその家族を把握し、必要な支援先につなげる接点とする。								●			
福祉支援課	障害福祉計画 策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。 【自殺対策として】 計画を策定し、計画に基づき障害者及びその家族への支援を着実に行うことで、障害者本人及びその家族の生きづらさの軽減を図る。	●							●			
	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き 【自殺対策として】 老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。							●	●			

第 4 章

計画の推進体制

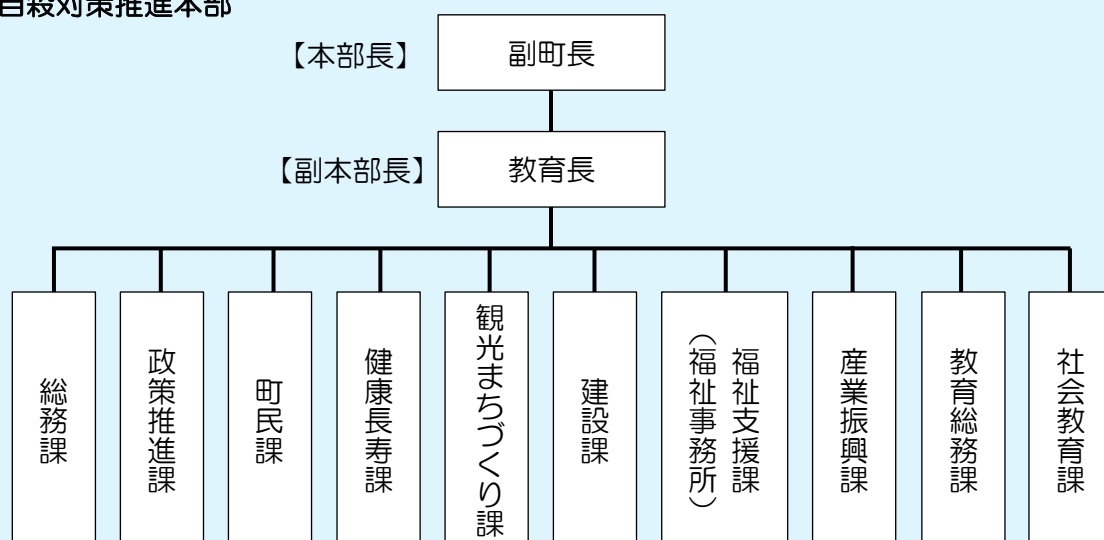
第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

自殺対策は、その関連分野・取組が非常に多岐にわたり家族や学校、企業、地域等の社会全般に関係していることから、町民、関係機関、民間団体、行政等の連携と協力のもとに効果的な施策を推進していく必要があります。

本町においては、庁内に「自殺対策推進本部」を設置することで、全庁的に関連施策の推進を図るとともに、行政のみならず医療、保健、福祉、教育など地域の様々な関係団体で構成される「自殺対策推進協議会」を設置し、関係機関等との連携を強化し、自殺対策を総合的に推進します。

■自殺対策推進本部



■自殺対策推進協議会

公認心理士	熊毛地区医師会	教育委員会
鹿児島県立屋久島高等学校	屋久島町小・中学校長会	屋久島町小・中学校養護教諭部会
屋久島町PTA連絡協議会	屋久島警察署	屋久島町商工会
屋久島町基幹相談支援センター (相談支援センター やくしま)	屋久島町社会福祉協議会	屋久島町区長連絡協議会
屋久島町民生委員児童委員協議会	屋久島町老人クラブ連合会	屋久島町地域女性団体連絡協議会
屋久島町議会	屋久島保健所	
屋久島町副町長		屋久島町福祉支援課

2. SDGsの考えを取り入れた計画の推進

自殺対策は、「自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題」であり、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるということが世界の共通認識となっており、この認識の下、自殺対策は生きることの包括的な支援として社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGsの達成につながるという意義も持ち合わせています。

SDGsのゴール3「すべての人に健康と福祉を」では、自殺による若者の死亡率を減少させる目標が設定されており、国の令和5年度版自殺総合対策大綱においても自殺総合対策の基本方針の中で自殺対策はSDGsの達成に向けた政策であるという考えが述べられています。

以上のことから、本町においても、SDGsの考えを踏まえ「誰一人取り残さない」生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進します。



3. 計画の進行管理（PDCAサイクル）

国は、「社会全体で自殺対策のPDCAサイクルを回す」ことを通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組を推進するとしています。

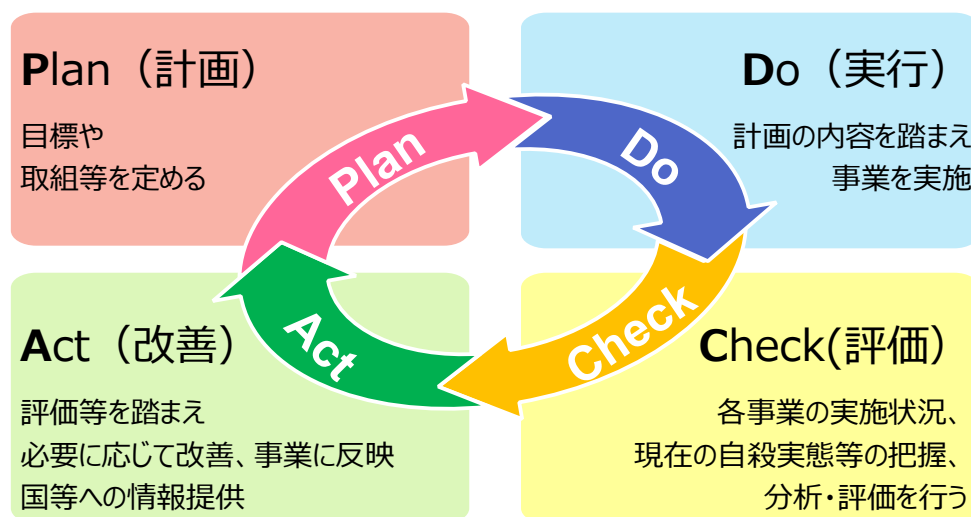
まず、「いのち支える自殺対策推進センター」が全国の自殺実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」や自殺対策の事業等を整理した「地域自殺対策政策パッケージ」の提供を行います。市町村は、これらの政策パッケージ等を活用し地域自殺対策計画を策定（PLAN）し、それに基づき対策を推進（DO）します。その後、これらの実施事業の成果等をいのち支える自殺対策推進センターが収集・分析（CHECK）し、地域自殺対策政策パッケージの改善を図る（ACT）ことで、全国的なPDCAサイクルの推進を図るとしています。

以上のことから、自殺対策計画においてPDCAサイクルに基づく進行管理や事業評価を行うことは、自治体単独のみならず、我が国の自殺対策全体に対して重要な事項となります。

本町においては、「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引」に基づき、適宜各事業の進捗状況の把握を行い、事業の改善と全国的な情報収集への対応に努めます。

「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引 『推進状況の把握・確認』

計画における各事業の進捗状況については、すべての地方公共団体の「いのち支える自殺対策推進本部」などにおいて、毎年又は適時適切に把握・確認してください。その際は、確認シート（様式は任意）を活用することが望めます。



1. 相談窓口一覧

分野	相談窓口	電話番号等	相談内容
こころの健康に関する相談	鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755	さまざまなこころの悩み、依存症等についての相談
	こころの電話	099-228-9566 099-228-9567	精神的不安等、心の悩みごとに関する相談
	鹿児島いのちの電話	099-250-7000 ※24 時間対応	自殺などのさまざまな困難を抱え、ひとり悩む方々の相談
	自殺予防情報センター	099-228-9558	自殺を考えている方の相談、大切な人を自死によって亡くされた方の相談 等
	屋久島町役場 福祉支援課（福祉事務所） 健康長寿課・教育総務課	0997-43-5900（代表）	生きづらさや様々な悩み事相談（ルピナス相談室）
	屋久島保健所	0997-46-2024	さまざまなこころの悩み、依存症等についての相談
青少年、子どもに関する相談	鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755	思春期相談（精神科医）
	中央児童相談所	099-264-3003	養護、育成、非行、心身障害、里親等の子どもに関する相談
	子ども・家庭 110 番	099-275-4152	子育て、非行、いじめ・不登校等の相談
	かごしま子ども・若者総合相談センター （ひきこもり地域支援センター）	099-257-8230	不登校、ひきこもり、ニート、フリーター等の相談
	かごしま教育ホットライン 24	0120-0-78310（全国統一フリーダイヤル） 0120-783-574（固定電話・携帯電話専用フリーダイヤル）	いじめ、不登校、子どもに関する相談
	NPO法人ネットポリス鹿児島	スマートフォンアプリ「LINE」のID検索 ID:me yasubako ※24 時間対応	若年層（39 歳以下）に関するさまざまな悩み
	屋久島町役場 福祉支援課（福祉事務所） 教育総務課	0997-43-5900（代表）	子育て、いじめ・不登校等の相談
	屋久島保健所	0997-46-2024	思春期のさまざまなこころの悩み等についての相談
	屋久島警察署	0997-46-2110	未成年者の非行等についての相談
男女間の問題に関する相談	鹿児島県男女共同参画センター（配偶者暴力相談支援センター）	099-221-6630 099-221-6631	家庭や職場、地域等での性別に起因する悩みや問題の相談
	女性相談支援センター	099-222-1467	暴力などを受けている女子等の相談
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	女性をめぐる人権問題（DV、セクハラ等）
高齢者に関する相談	北部包括支援センター 南部包括支援センター	0997-43-5900（代表）	認知症に関すること、高齢者やその家族の方々の心配ごと、悩みごと
多重債務に関する相談	鹿児島県消費生活センター	099-224-0999	多重債務等の相談、その他消費生活全般に関する相談
	九州財務局鹿児島財務事務所	099-227-5279	多重債務等の相談
	県弁護士会	099-226-3765	多重債務等の相談
	県司法書士会	099-248-8270	多重債務等の相談

分野	相談窓口	電話番号等	相談内容
労働に関する相談	鹿児島労働局総合労働相談コーナー	099-223-8239	個々の労働者と事業主との間の民事的なトラブルの相談
	鹿児島総合労働相談コーナー	099-803-9640	解雇、雇止め、配置転換、いじめ、いやがらせ、労災保険等に関する相談 等
	ハローワークくまげ	0997-22-1318	就業に関する相談
	くまげ障害者就業・生活支援センター	0997-28-3445	職業相談、職業紹介、求人受付、障害者に対する職業相談、職業訓練の相談 等
身体の健康・障害等に関する相談	県難病相談・支援センター	099-218-3133	療養上の悩みや不安等に関する相談、各種公約手続き、就労等に関する相談
	ハートピアかごしま (身体障害者更生相談所)	099-229-2324	身体障害者手帳、補装具、更生医療の相談
	障害者 110 番	099-228-6000	障害者・その家族の不安や悩みの相談
	鹿児島県高次脳機能障害者支援センター	099-228-9568	高次脳機能障害に関する相談
	鹿児島県障害者権利擁護センター	099-286-5110	障害者への虐待の通報・相談、障害者及び擁護者支援のための情報提供等
	女性健康支援センター (鹿児島県助産師会)	099-210-7559 (火・木・土・日) josei@pref.kagoshima.lg.jp (随時)	妊娠(予期しない妊娠など)、 出産、子育て、DV、更年期、性行為感染症など に関する電話相談・メール相談
	鹿児島県医療的ケア児等支援センター	099-814-7418	医療的ケア児に関する相談
	屋久島町役場 健康長寿課	0997-43-5900 (代表)	病気に関する相談
	屋久島町役場福祉支援課(福祉事務所)	0997-43-5900 (代表)	身体障害者手帳、補装具等の相談
	屋久島保健所	0997-46-2024	難病及び小児慢性特定疾患に関する相談
その他(人権問題等)の相談	犯罪被害者等支援総合窓口 (県くらし共生協働課)	099-286-2523	犯罪被害者等の相談内容に応じた個別相談窓口の案内
	かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	犯罪被害者等からの電話、面接相談、心理カウンセリング
	性犯罪被害相談電話	#8103	わいせつ、ちかん等の性犯罪被害等の相談
	鹿児島県方法務局人権擁護課	099-219-2170	人権問題に関する全般的な相談
	交通事故相談所	099-286-2526	交通事故に関する相談(交通事故の損害賠償額の算出、示談の進め方、保険の請求に関する相談等)
	性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」	099-239-8787	性暴力被害に関する電話相談、面談相談 等
	屋久島町基幹相談支援センター 相談支援センターやくしま	0997-46-2277	サービス等利用計画やさまざまな相談
	屋久島町社会福祉協議会	(北部) 0997-42-2711 (南部) 0997-47-3232	心配ごとや福祉貸付資金等に関する相談
	屋久島警察署	0997-46-2110	DV・暴力被害に関する電話相談
	屋久島町役場 福祉支援課(福祉事務所)	0997-43-5900 (代表)	人権に関する相談窓口

2. 自殺対策推進本部設置要綱

平成30年10月29日告示第107号

改正

令和元年12月26日告示第138号

令和3年4月1日告示第58号

屋久島町自殺対策推進本部設置要綱

（設置）

第1条 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、屋久島町自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）自殺対策に関する諸施策の決定、調整及び推進に関すること。
- （2）その他自殺対策の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は副町長を、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

（会議）

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 推進本部の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本部長は、必要に応じ、推進本部の会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（作業部会）

第5条 推進本部の円滑な運営のため、必要に応じ、推進本部に作業部会を置くことができる。

（事務局）

第6条 推進本部の事務局は、福祉支援課に置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日告示第138号）

この規程は、令和元年12月26日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日告示第58号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長

政策推進課長

町民課長

健康長寿課長

観光まちづくり課長

福祉支援課長

産業振興課長

教育委員会教育総務課長

教育委員会社会教育課長

3. 自殺対策推進協議会設置要綱

平成30年10月29日告示第108号

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、本町における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、屋久島町自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 自殺対策推進計画に関すること。
- （2） 自殺対策推進について、関係機関及び関係団体等の連携と協力に関すること。
- （3） その他自殺対策の推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係機関及び関係団体の代表者
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 住民組織の代表
- （5） その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議等するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日告示第138号）

この規程は、令和元年12月26日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

4. 自殺対策基本法 抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

5. 自殺対策推進協議会委員名簿

	区分	関係機関・団体等名	役職名等	氏名
1	学識経験者	医療法人純青会 せいざん病院	公認心理師	佐藤 佳志子
2	医療関係	熊毛地区医師会	副会長	仲 淳一郎
3	教育関係	教育委員会	教育長	石田尾 行徳
4		屋久島町小・中学校長会	会長	有馬 博志
5		屋久島町小・中学校養護教諭部会	会長	川崎 暁子
6		屋久島町PTA連絡協議会	会長	眞邊 博文
7		鹿児島県立屋久島高等学校	校長	山口 悟
8	司法関係	屋久島警察署	署長	桑波田 博志
9	労働・経済関係	屋久島町商工会	会長	松本 和則
10	福祉関係	屋久島町社会福祉協議会	会長	局 富美男
11		屋久島町基幹相談支援センター	相談支援専門員	泊 利香
12	地域代表	屋久島町区長連絡協議会	志戸子区長	尾田 賢志
13		屋久島町民生委員児童委員協議会	会長	寺田 辰男
14		屋久島町老人クラブ連合会	会長	川崎 太一
15		屋久島町地域女性団体連絡協議会	会長	山崎 奈美子
16	議会代表	屋久島町議会	産業厚生常委員	日高 好作
17	行政関係	屋久島保健所	所長	亀之園 明
18		屋久島町役場	副町長	岩川 茂隆

屋久島町第2期自殺対策計画

発行日：令和7年3月

発 行：屋久島町 福祉支援課

〒891-4292

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

電話：0997（43）5900
